

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(令和4年12月13日)

○ 太田紀子委員長

おはようございます。ただいまから、都市・環境常任委員会を開催いたします。

当委員会におきましては、本日はインターネット中継を行っておりますので、マイクに近づいてご発言をお願いいたします。本日は、副委員長であります諸岡さんが欠席でございますので、ご了承をお願いいたします。

審査順序についてですが、上下水道局、環境部、都市整備部の順に審査を行ってまいりたいと思っております。また、今回は、委員会別の議案聴取会を開催していませんので、まずは担当部局から資料の説明を受け、その後に質疑に移りたいと思います。

次に、今回の委員会期間中に、所管事務調査を行うかどうかを確認したいと思います。実施については何かご意見ございましたら、おありの方はご発言をお願いいたします。なお休会中の所管事務調査については、後ほどお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

なしで。それでは、この委員会中に所管事務調査は実施しないことといたします。

それでは、これより上下水道局所管部分の議案について審査を行います。

まず、事業管理者よりご挨拶をお願いいたします。

○ 山本上下水道事業管理者

おはようございます。上下水道局でございます。よろしくをお願いいたします。

冒頭にですけど、8月定例会議会の決算を受けまして、前々からいろいろご意見いただいた、決算の内容をなるべく分かりやすくというようなご意見いただいていたので、上水のほうと下水のほうで解説文というか、平たく記述させていただいたものを25ページずつあるぐらいのものになっていますが、1回目にしてはよかったとなかなか職員を褒める場がないもんで併せてちょっとさせていただきますが、できましたので、それでなおかつ4月にホームページを作り直しておりますので、今、ホームページを開いていただ

くと、お知らせの4番目にこの決算の解説のものが出ておりますので、また、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

そして、今日の委員会のほうにつきましては、補正予算を2件、上水と下水で挙げさせていただきます。ざっくり言わせていただくと電気料金の補正でございますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

議案第48号 令和4年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

議案第50号 令和4年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

○ 太田紀子委員長

それでは、ここから予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第48号令和4年度四日市水道事業会計第1回補正予算、議案第50号令和4年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算について審査を行います。

それでは、一括して資料の説明をお願いいたします。

○ 伊崎経営企画課長

経営企画課長の伊崎でございます。よろしくお願いをいたします。

先ほど管理者からもありましたけれども、今般、水道事業及び下水道事業の補正予算をお願いしております。順次、ご用意いたしました資料に基づきまして、水道事業、下水道事業を続けて説明させていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、資料ですけれども、タブレットのmoreNOTEのホームから、今日の会議、12月13日都市・環境常任委員会、分科会、その会議資料の1番下のところに、208、補正予算資料（上下水道局）というのがございますので、それをお願いいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

じゃ、説明のほうを始めさせていただきます。

議案第48号水道事業会計第1回補正予算でございます。3ページをご覧くださいたいと

思います。

水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費における動力費の増額補正でございます。

水道施設にかかる動力費につきまして、昨今の燃料費の高騰に伴いまして電力料が上昇していることから、増額補正をお願いするものでございます。資料の中ほどにありますように、補正額は7000万円でございます。内容の詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから、関連資料のほうで改めて説明をさせていただきます。

すみません、4ページをご覧ください。

次に、資本的支出、建設改良費、固定資産購入費の車両運搬具購入費でございます。

令和4年度に更新を予定しておりました給水車につきまして、半導体不足等により、今年度中の納車の見込みが立たないことから、納期を延伸する必要が生じました。そのため、令和4年度当初予算に計上しております車両運搬具購入費3119万2000円のうち、給水車に係る1807万9000円につきまして、全額を減額する補正を行いますとともに、恐れ入りますが、2ページ後の6ページをご覧くださいと思います。

6ページの(4)に記載のあります債務負担行為の追加で示してございますが、調達に要する期間の長期化に伴いまして、給水車購入につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。債務負担の期間は令和4年度から令和5年度まで、債務負担の限度額は1840万円でございます。これも後ほど関連資料に基づきまして、ご説明のほうをさせていただきますと思っております。

恐れ入りますが、5ページに戻っていただきまして、その他の債務負担行為の関係でございます。

令和5年4月1日より円滑に事業を執行するために、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

追加の1の漏水防止業務事業費につきましては、配水管の漏水調査を計画的に行うため、債務負担行為を追加するものでございます。期間は令和4年度から令和7年度まで、限度額は1億7700万円でございます。

(2)の水源施設管理事業費につきましては、朝明水源地除マンガン施設におきまして、水質汚濁防止法に基づき水質分析を行うものでございます。期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は362万円でございます。

次に、6ページをご覧ください。

(3)の職員健康管理費につきましては、水道事業に係る職員の健康管理を適切に

行うため、産業医及び職員定期健康診断等業務委託におきまして、債務負担行為を追加するものでございます。期間は令和4年度から令和7年度までで、限度額は350万円でございます。

(4)の車両運搬具購入費につきましては先ほども触れましたけれども、給水車の購入に係る債務負担行為を追加するものでございます。繰り返しになりますが、債務負担の期間は令和4年度から令和5年度まで、債務負担の限度額は1840万円でございます。

続きまして、議案第50号下水道事業会計第2回補正予算の説明もさせていただきたいと思っております。

申し訳ありませんが、9ページと10ページを併せてご覧いただきたいと思っております。

支出の補正とそれに関連する収入の補正を同時に行いますことから、9ページの収入と10ページの支出をちょっと行ったり来たりいたしますが、ご了解いただきたいと思っております。

まずは、最初に10ページのほうをご覧ください。

水道事業同様、燃料費の高騰に伴い電力料が上昇していることから、下水道施設に係る動力費について増額の補正をお願いするものでございます。10ページの表にあります管渠費、ポンプ場費、処理場費、都市下水路費の各目に分かれておりますが、この各目の動力費の補正する額を合計したものが2億2660万円でございます。この2億2660万円の増額補正をお願いしております。

また、あわせまして、今年度から実施しております下水道事業に関する施設の包括的民間委託でございますが、その包括的民間委託におきまして、下水道施設の電力調達に関する業務を委託の内容に含めておりましたが、今般、その業務、電力の調達業務を委託の範囲から除外をいたしますことから、これも関連する管渠費、ポンプ場費、処理場費の各目の委託料の合計額1億2829万2000円の減額をお願いするものでございます。

恐れ入ります、9ページに戻っていただきまして、それらの支出に関連する収入といたしまして、まず、雨水処理に関連する経費に対する一般会計からの収入、他会計負担金を8184万9000円増額補正するとともに、先ほど申し上げました委託料に関連する収入である雑収益1億126万円の減額補正もお願いするものでございます。これも後ほど、動力費、委託料に関連する補正と併せまして、別添の資料にて説明をさせていただきます。

次に、11ページと12ページをご覧ください。

社会資本整備総合交付金につきましては、県内流用により2354万円増額されたものの、内示額が21億7820万4000円となったことから、国庫補助金及び建設改良費を減額いたしまし

て、合わせて企業債も減額するものでございます。

11ページに収入、12ページに支出に関してまとめてございます。

また、恐れ入りますが、少し飛びまして16ページに目別に整理した資料を、17ページに議会開会時に配付をいたしました補正予算参考資料に掲載した個別事業調書を再掲いたしております。併せてご覧いただきますようお願いをいたします。

恐れ入ります、13ページに戻っていただきまして、債務負担行為の関係でございます。

水道事業同様、令和5年4月1日より円滑に事業執行を行うために、債務負担行為の追加及び変更をお願いするものでございます。

追加の(1)の職員健康管理費につきましては、下水道事業に関係する職員の健康管理を適切に行うため、産業医及び職員定期健康診断等業務委託におきまして、債務負担行為を追加するものでございます。期間は令和4年度から令和7年度まで、限度額は350万円でございます。

変更の(1)、事務用機器等運用経費につきましては、令和4年度末に複合機1台がリース期間が満了となり、令和5年4月1日より新たに複合機をリースするため、債務負担行為の変更をお願いするものです。債務負担の期間は令和4年度から令和7年度までであったものを令和4年度から令和9年度までに、債務負担の限度額を64万9000円から99万円に変更するものでございます。

まず、私からの説明は以上でございます。

○ 生川水道維持課長

水道維持課長の生川でございます。よろしくお願いたします。

すみません、8ページのほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

すみません、給水車の車両運搬購入費について説明をさせていただきます。

今年度、3台保有しております給水車のうち、平成8年度に購入しました26年が経過しております給水車の更新を行うこととしておりました。しかし、報道等で半導体等の供給不足等により車両の納期が遅れているとの情報があったことから、発注の前の時点で車両関係の事業者へ納入の状況を確認したところ、年度内の納入は見通しが立たないとの回答でございました。その後も納車の状況について情報の収集を続けておりました。そうしたところ、令和5年度中の納車につきましては一定のめどが立ってまいりました。このことから、今年度の予算の減額補正を計上させていただきますとともに、令和4年、令和5年

の債務負担行為を計上させていただきたいというふうに考えております。

説明については、以上でございます。

○ 中野施設課長

施設課長の中野です。

私のほうから、電気料金の増額について説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

水道事業会計となりますが、電気料金の上昇に伴う水道設備に係る動力費増額の説明資料となります。

上の段の動力費につきましては9200万円の増額となると見込んでおりますが、下の段の修繕費が逆に2200万円の減額となる見込みのため、これを流用させていただきまして、7000万円の増額を見込んでおります。

続きまして、14ページをご覧ください。

下水道事業会計の電気料金の高騰に伴う動力費の増額、②の包括的民間委託業務範囲の変更に伴う委託料の増額、③の包括的民間委託業務範囲変更に伴う収入の減額について説明させていただきます。

まず、1番目の電気料金の高騰に伴う動力費の増額ですが、これにつきましては、内訳のとおり燃料費高騰に伴いましてそれぞれ管渠費、ポンプ場費、処理場費、都市下水路費について増額補正させていただきまして、補正前の4億838万円から、補正額の合計2億2660万円補正させていただきまして、補正後は6億3498万円となる増額でございます。

②について、ご説明させていただきます。

これにつきましては、当初経営企画課長のほうから説明がありましたが、包括的民間委託の業務範囲に、当初、電気の調達を含んでおりましたが、昨今の電力需給状況が悪化して、当初、安価で継続的な電力調達を見込んでおりましたが、それが難しい状況になったため、今回、包括的民間委託の範囲から電力調達を除きまして、市が直接、切り替えることによって安定化を図るため、今回委託料を減額させていただくものでございます。委託料につきましては、それぞれ管渠費、ポンプ場費、処理場費に電力を見込んでおりましたが、それを減額させていただきまして、当初、14億8777万7000円見込んでおりましたが、1億2829万2000円の減額をさせていただきまして、13億5948万5000円と補正後の額とさせていただきます。

あと、3番目ですけど、電力の調達につきましては、包括的民間委託が開始する以前から市が既に電力の契約を結んでいたため、この契約をそのまま委託の中で引き継いでもらうため、電力供給の契約が満了する令和4年11月30日までは市が直接電力を契約となっております。そのため、令和4年11月30日までの電気料金を包括的民間委託の受託者へ市が払うものとして、歳入予算として雑収益を計上しておりました。しかし、包括的民間委託から、電力調達を直接調達へ切り替えるため、市の雑収益を今回減額させていただきます。今回2番と3番につきましてちょっと入り組んでおりますので、15ページの……。

(発言する者あり)

○ 中野施設課長

はい、表のA3の縦の表を見てください。

まず、1番目につきまして、包括的民間委託の契約前に想定していた流れが1番目となります。当初は、電力は安価で継続的な調達ができるものとしまして、令和4年4月1日から包括的民間委託の受託者にて電力を調達してやらせてもらう計画でありました。左の図をご覧くださいますと、お金の流れを示してございます。

まず、包括的民間委託の受託者は電力会社と契約をして、電気料金を支払います。市は、電気料金を含めた包括的民間委託の受託料を受託者へと支払う流れを考えておりました。

それが、現在の契約が今2番目の包括的民間委託の現契約の流れの図に示すようになっております。これは、包括的民間委託の公告当時、令和3年7月ですけど、市の電力契約の期間が令和3年11月30日まで残っておりましたので、包括受託者の調達に切り替えるまでの、令和3年12月1日から令和4年3月31日までの4か月につきましては、当時の電力契約を延長して対応することを予定しておりました。しかし、公告後、当時の電力契約の相手方から、電力需給状況の悪化に伴い契約の延長は難しいとの申入れがございました。このことから、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの期間の電力調達を市が行い、包括的民間委託開始後の令和4年4月1日から令和4年11月30日までの電気料金は、市から電力を支払うこととしました。それを分かりやすくしたものが左の図となります。

令和4年11月30日までは市が電力会社と契約し、電力会社に動力費として電気料金を電力会社に支払います。また、市は包括的民間委託の受託者に対しまして委託料を支払います。この委託料には電気料金が含まれており、包括的民間委託の業務の範囲には電力調達

というのが含まれておりますので、包括受託者は市に電気料金を支払います。これが図のこの青い矢印の収入となっております。

今回補正のほうで、こちらの収入の分を減らさせていただくものでございます。

令和4年12月1日以降の流れについては、上の表の図の1と同じ流れとなります。これが現在の契約内容となっております。しかしながら、昨今の電力需要が、改善が見込まれませんし、さらに悪化する状況も考えられますので、当初、予定していた包括的民間事業者の受託者による安価で継続的な電力の調達が難しいと判断しまして、3番目の包括的民間委託の契約変更の流れに示すように、市が電力会社と直接契約し安定的に調達するというふうに今回変更を考えております。

以上が包括的民間委託の契約に係る動力費の流れとなります。

説明は以上です。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

説明ありがとうございました。2点だけ教えてください。

まず、今ご説明をいただいたこの電気料金の件なんですけれども、この図を用いていたことによって流れはよく分かりました。

3番目の今後こうするという事なんですけれども、先ほども説明の中で、昨今の電力の高騰によりと説明があったかと思うんですけれども、令和4年4月1日から令和9年3月31日ということで、5年間になるかと思うんですけれども、逆にこの社会の情勢が、少し電気料金が抑えられるような状況になってきた場合は、また、その内容の変更というのはいり得るのか、あるいはもう令和9年3月までこの状態を続けるのかだけ教えてください。

○ 中野施設課長

今回変更させてもらった後は状況によるとは思うんですけど、基本的には、電気の調達

は市のほうで行いまして、次の包括の契約の更新のときにそういったこともまた検討していきたいと思っております。

○ 荒木美幸委員

分かりました。ありがとうございます。

あともう一点は、上水の給水車の件をちょっと1点だけ、すみません教えてください。いいですか。飛んじゃっていいですか。

○ 太田紀子委員長

どうぞ。

○ 荒木美幸委員

大丈夫ですか。

すみません。これ、もちろん車両更新計画に基づいて更新していただいているのは承知をしていますけれども、環境部のほうも前回、調達ができなくて今回計上されていらっしゃるんですが、今回、調達ができないことによって、給水車、不測の事態のときには働いていただかなければいけない車なんですけれども、調達が遅れることによって、そういった不安はないのかどうか。もし不測の事態が起こったときにきちんとそれを補完するだけの、車の準備があるのかどうか、その点だけ教えてください。

○ 生川水道維持課長

給水車につきましては、適宜点検整備を行って使用していきたいというふうに考えておりますので、現状の使用に関しては問題ないと。今も、緊急車両ですので健全な状態で更新をしていくということで考えておりまして、今の給水車自体、きちんと点検整備を行って使っておりますので、あと1年は同じように点検整備をしながら使っていきたいというふうに考えております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。それであれば安心だと思いますし、今ご説明いただいたように、R5年度中にはめどがついているということでよかったですね。

○ 生川水道維持課長

メーカーさんのほうからも、R6年3月までであれば、間違いなく給水車のほうは納車できるというふうに回答いただいております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほか、ございませんでしょうか。

○ 竹野兼主委員

今、荒木さんが分かりましたと言われたんですけど、この包括的民間委託の現契約の流れで、収入の部分は1億どんだけという話で、そして、電力会社に増やすこと、2億どんだけ、1億円は市のほうが負担しなきゃいけないという状況になっているということをまず確認させてください。それで合っていますか。

○ 中野施設課長

すみません、確認なんですけど、補正額、委託料のところでしょうか。すみません。1番目の電気料金の高騰に伴う動力費の増額につきましては、今回、日永浄化センターの包括に入っている施設以外の、簡単に言うと、雨のポンプ場の動力費の増額分も入っております。今回、包括的のほうの委託で減らさせていただく分の委託料につきましては、汚水の施設の減額分となっております。

○ 竹野兼主委員

要するに、動力の部分のところについては、もう、今、包括受託しておる業者さんのほうでは、とても金額が増えてしまってやれやんから、この動力だけは切り離すよということで、今回この提案になっているわけですね。

○ 中野施設課長

はい。

○ 竹野兼主委員

その提案になっている部分のところ、これは、戦争の部分やいろんな部分のところ、こんな状況になるわけじゃなかった、予測外のことが起こっているから、これは仕方ないことやなと僕は思っています。その中で、将来的に3番の包括的民間委託の契約、この流れという電力会社を上下水道局が選んだという部分のところについて、たまたま契約がそのまま継続していたから、そこの上下水道局と電気会社とが令和4年から令和9年まで、今、ちょっと5年間増えるけどそんなんでもうなんというふうな話をされておったけど、そういう安定した部分を上下水道局としては必要やと判断して、この形で契約を進めていきたいという提案やと思うんです。

この部分のところについては、例えば一般競争入札でそれ以外の事業所が、少しでも経費の削減という意味合いで入札しなさいみたいな話があったけど、そこの部分のところについて入札したときに、新電力という制度ができた部分のところにつながってしようとした、それがこういう状況になって、そしたら、例えば、中電みたいな大きなところに戻ろうとすると、戻る場合には3割増とかという大きな負担があるというのが、今の状況になりますよね。そこの部分のところをどうやって考えるのかなというのが、教えてもらいたかったんですよ。そこの部分のところについて、電力会社というのがどういうところの会社なのか、それはもう安定して、3割増という状況にはならず済んだのかどうかというのを含めて、少し教えていただきたい。

○ 中野施設課長

すみません、去年の9月の段階、包括をやる前の段階で入札したときには、一社唯一中部電力さんが、電力ミライズさんですけど、応札に参加していただいて、現在は、中部電力さんのそのときのメニューで契約しております。

ただ、今年度9月につきまして、雨の施設もございまして、入札を行ったところ、不調に終わりました。今現在のところ、随契で中部電力さんと今契約をしているところでございます。

今後の見通しなんですけれども、今のところ入札しても、いわゆる先ほどお話の新電力

会社さんの応札は今のところ難しいものだと考えております。

中部電力さんと契約をして、安定的な供給をまず優先的に考えていきたいと今のところは考えております。

○ 竹野兼主委員

今の話聞いて、電力会社というのは中部電力さんというような状況は分かりました。それと、それをそれ以外の部分のところで、動力を全般まとめることによって、よりうまく契約ができるようなことを一応模索されていて、そういう方向で進めていきたいという考え方は分かりましたので、今の状況ではなかなか安定したというのが本当に一番最も重要かなと自分自身は思っているのですが、そういう形の部分で進める、どうしても負担が増えるのは仕方がないことかなと思うんですけど、その点については情報収集しながら、その負担が極力抑えられるような方法を考えて進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

○ 川村幸康委員

誰も分らんことやであれなんやけど、そもそも電力安定供給と言うけど、電力会社に供給義務はあらへんの。ないの。ないのかな。

○ 中野施設課長

一応中部電力さんの、今、契約者は電力ミライズさんなんですけど、いざというときは、中部電力の発電している部分のグリッドのほうとしては、契約はできますが、そのときには、今の契約よりもかなり割高になる契約になってしまいます。

○ 川村幸康委員

どれぐらいになるの。

○ 中野施設課長

おおむね1.4倍から1.5倍になるかと思えます。

○ 川村幸康委員

そうすると、市全体でどれぐらいの赤字になるの。

例えば上下水道局だけでもどれぐらいの電力代になるの。

というのは、もっと上がるかも分らんことも考えられる中でいくと、早いところ戻すというのも手やし、その後行ったら2倍になるとか言われる。

ただ、私は、供給義務はあるんやろうなと思うておるもので、向こうもいろいろとペナルティーもくれて、お金も経営状況も大変なのもよう分かっておる中でいくと、それこそないが、供給義務はあるんやで。そこらをやれやんのかなと思って。みんなやっておるやろうことやで、賢い人がおるんやで分かっておるのやろうけど、供給義務はやっぱりあるんやったらそれを上下水道局でどれぐらいなんか、試算したの。今のに戻したら、今までやとどれぐらいの税金の持ち出しがあるのやろうなと。していないかな。

○ 中野施設課長

当然、そのときに試算はさせていただきまして、その当時の契約について、ほぼ今回のあれと同額かなというふうに思っておりました。

○ 川村幸康委員

ええでさ、分かる数字ないの。

○ 中野施設課長

この……。

○ 川村幸康委員

どこか載っておる。

○ 中野施設課長

すみません、それについてはちょっと載せてはいないんですけど。

○ 川尻技術部長

資料のほうでいきますと7ページが上水のほうになりますので、これがおおむね動力費が、当初2億4000円と見込んでおったのが3億3000円、14ページのほうが下水道のほうになりますので、当初4億800万円が6億3000万円ということです。おおむね6億幾らが10億円ぐらいということですので、おおむね1.5倍今年度だけでも増えます。

今、中野が言いましたように、供給義務がありますが、その供給義務があるからって何もしないでぼうっとしていると1.4倍とか1.5倍にまたなっていく可能性がある中で、我々は少しでもそれを抑えるためにいろんなルートを見て、今は中部電力ミライズさんが新しいメニューを出してくるという情報を得ていますので、4月以降それを利用するような方向で今検討しております。

先ほども竹野委員からありましたけど、去年のちょうど今時分に4か月の延長したかったのは新電力の会社です。新電力の会社さん、当初は延長できますと言っていたんですが、いきなりやっぱり無理ですという手のひら返しをされて、もう泣く泣くその時点で4か月の入札をしようとしたんですけれども、全然公募するところがないので、やむを得ず1年間というのを去年やってしもうた。それが包括の中に含まれておるやつがあるから一旦払うけど、収入で戻すというようなちょっとトリッキーな契約にはなってしまったんですが、それを今度は少し整理して、もう安定的に市が確保する、こういう契約にも一旦戻したいというのが今回の提案でございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、何もせんと今のままいくと、次は14億円ということか。1.4倍ということやと、今10億円やろう。その1.4倍って14、5億円になるの。

○ 駒田管理部長

すみません、下水だけだと6億3500万円ぐらいになるんで、何もせんと1.5倍やと大体10億円ぐらいになります。

○ 川村幸康委員

10億円ぐらいやろう。上下水道局を合わせるともっと行くわけや。

○ 駒田管理部長

可能性ですけど。

○ 川村幸康委員

可能性な。はい、分かりました。

ちょっと、何か知恵を絞らなあかん。えらいことなるやん。そうすると、水道代、値上がりやん。皆さんの人件費、給料を抑えるか。本当やで、これ。大変なことやで。笑っておれやんぐらい。額的に大きいもん。市全体やったらもっと大きいやん。電気を小まめに消さなあかんわな。何か手を打って、上下水道局もやっているの。そなん。蛍光灯1本外すとか。本当に冗談やなしにせなあかんやで、これ。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

薄暗い。そういう努力もしながらでも、要るもんに使わなあかんのやろうけど、そのところはよっぽど私らも含めて考えやんとあかん。この委員会室も明る過ぎるのと違う。

はい、分かりました。

○ 太田紀子委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 竹野兼主委員

今、川村委員が言われたみたいに、例えば公のところではそうやって薄暗く、電気代、一生懸命考えていますみたいなものは発信したほうがええよ。そうやって、川村委員もそうやってしよるのか、それやったら仕方ないなと言ってもらうように、住民の人たちはそんなの関係なしに電気を使っておるのと違うのかと思われるよりは、やっていることを発信してもらうことは重要やと思うので、よろしくをお願いします。

○ 太田紀子委員長

意見としてよろしいでしょうか。

ほか、どうでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

○ 川村幸康委員

そうすると何、水力発電とかやっとなるやん。あんなのの単価は上がるとんの、ちょっと。あれは契約か。たたかれんのか。

○ 中野施設課長

小水力の発電につきましては、中部電力さんと今長期契約を結んでいまして、それFIT制度というものを使用しておりますので、そもそもその設備を、改修費を含んだ高い金額で、言葉ちょっと悪いか分からないけど、割高な金額で結ばせていただいておりますので、その金額についてはちょっと、国で定められている金額ですので値上げはしておりません。

○ 川村幸康委員

なるほど、分かりました。

もうちょっと小水力か何か、自己発電も考えたほうがええのと違う。水道管につけてプロペラで回すとか、何かそれを考えたら。それで、資産と投資効果があれば自前の電力もちょっとつくったほうがいいかなと思って。上下水道局は特に。

以上。

○ 太田紀子委員長

川尻部長、よろしいですか。

○ 川尻技術部長

今の件ですが、例えば昨年度はNTN、東洋ベアリングさんのほうがいいベアリングがあるというので、効率がいいようなものも開発したというので、そういうので工場のほうも見学させていただいたりとかしてございまして、ほかのメーカーさんからも、今、非常に効率のいいのが出ているという情報を得ていますので、改めてそういうものにするのに導入については、きちんと検討したいと思っております。

○ 川村幸康委員

以上です。

○ 太田紀子委員長

よろしいでしょうか。ほか、よかったですか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑もありません。

よろしいですね。ご質疑もありませんので、これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は、挙手にてご発言をお願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。

なお、全体会に送るか否かは、採決の後にお諮りをいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

反対表明がないために、簡易採決を行います。

議案第48号令和4年度四日市市水道事業会計第1回補正予算、議案第50号令和4年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会審査へ送るべき事項について、委員の皆様から提案がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第48号 令和4年度四日市市水道事業会計第1回補正予算及び議案第50号 令和4年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 太田紀子委員長

以上で上下水道局の所管事項は全て終了いたしました。

理事者の入替えがありますので、委員の方はしばらくお待ちください。

それでは始めさせていただきます。

それでは、これより環境部所管部分の議案について審査を行います。

まず、部長よりご挨拶、よろしくをお願いいたします。

○ 川口環境部長

皆さん、改めましておはようございます。環境部でございます。どうぞよろしくお願い致します。

まず、一つお礼といたしますか、あれなんです、先週12月11日土曜日に3年ぶりとなります環境フェアをじばさん三重のほうでさせていただきました。たくさんの方の市民の方も来ていただきまして、盛況な形でやらさせていただきました。それと同時開催という形で市役所初と言っていますけれども、フードドライブのほうもさせていただきます、こちらのほうもたくさん、本当にたくさんの寄附をいただきまして、まだちょっと集計のほうできていませんのでどれだけというのはご報告できないんですけれども、本当に皆さんのご協力でさせていただいたということで、ご報告とお礼ということでどうもありがとうございました。

本日、環境部でございますが、補正予算の案件と別途付託議案ということで、パッカー車の契約の案件が1件、これから協議会のほうで火葬場の使用料につきまして、ひとつご協議をいただきたいというのが1件、それ以外で環境計画の改定の現状とそれから今後のスケジュール、この辺りをご報告させていただきたいということで、お願いをさせていただきます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第2項 清掃費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 太田紀子委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2項清掃費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について審査を行います。

それでは、一括して説明をお願いいたします。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。よろしく願いいたします。

資料につきましては、001、環境部関係資料の23分の5をお願いいたします。

北大谷斎場管理運営費の補正でございます。まず、北大谷霊園で整備を検討しております合葬墓に関しまして、8月の定例月議会の当委員会協議会でご説明いたしましたとおり、市内宗教関係者等に対するアンケート結果を踏まえ、運営方法等についてさらに検討する必要があると判断しましたことから、今年度に予定しておりました基本設計・実施設計に

かかる費用、180万円を全額減額するものでございます。

また、世界的なエネルギー価格の高騰による影響から、電気代・ガス代が不足する見込みであることから、予算の増額をお願いするものであります。

補正予算額としましては、先ほどの合葬墓関連の減額と合わせまして、総額1400万円となっております。

私からは、以上でございます。

○ 前川環境事業課長

環境事業課、前川でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては続きになりますけれども、23分の6をお願いいたします。

清掃工場管理運営費の補正でございます。

当事業費はクリーンセンターの維持管理に要する経費であります。今年度上半期におきましても、ごみの搬入量が施設計画時の想定を約13%程度上回っておる状況でございます。

これは従来、埋立て処分しておりました陶磁器くず、あるいはガラスくずなどの不燃物を溶融処理できるようになったこと、あるいは、加えてご家庭の片づけごみのほか、ご自身でご自宅のリフォームなどをされる方も結構おみえになりまして、それは昨年と比べると僅かに減少傾向ではありますが、市民の方が持ち込まれるごみ量が引き続き高止まりしていることに加えまして、最近においては、事業活動はコロナ前の姿に戻りつつあることもあって、ごみが昨年度に比べ増加傾向にあることも要因ではないかと考えております。

これに伴い、当初想定しておりました2炉運転を基本としておりましたけれども、それが、対応がちょっと難しいことから、現在基本的に3炉運転を継続してやらせていただいております。そのため設備の補修に関する経費が増大するほか、焼却や溶融に使用するコークスや石灰石の使用量も増えることとなり、燃料費等の増額が必要となってまいりました。

また、市民持込みに係る車両の台数も高止まり傾向が続いておりまして、これらの車両を安全かつ円滑に誘導するため交通誘導員をはじめとする人員の追加配置など、人件費の増額が必要となっております。

このようなことから資料にございますとおり8180万円の増額補正をお願いするもので、補正前と合わせますと10億9380万円の予算額となります。

私どもといたしましても、各種の啓発やリサイクルの推進といった施策に取り組んでいるところではございますが、なかなか思うようにごみ量の削減につながっていないという状況もございます。

そのため、現在事業系の一般廃棄物の展開検査、これを毎月実施させていただきまして、産業廃棄物などの混入はないか、市外からの混入がないかというふうなところ、市で本来受入れできない廃棄物の混入を防止する取組を行っておるところでございます。

また、先般の6月定例会議会でお認めいただきましたごみ処理手数料の改正が、年明け1月1日から施行されます。

これにより搬入量に何らかの変化が出ることを期待しておりますが、日々、この動向を注視していきたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○ 内糸環境政策課長

環境政策課の内糸です。

私からは債務負担行為の補正のほうをご説明させていただきます。

続きの資料の7ページのほうをご覧ください。

この7ページにおきまして、今回審査いただきます環境部の債務負担行為の補正分の一覧をお示しさせていただいております。ちなみにナンバー1、2、3と丸印で書いてありますが、①の北部清掃工場解体工事設計業務委託費につきましては、担当課であります環境事業課からご説明させていただきますので、私からはそれ以外につきまして、金額の大きいものを中心に簡潔にご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、すみません、ナンバー2、施設保守管理委託等に要する経費でございます。

こちらのほうにつきましては、市内8か所ある大気常時監視測定機器の保守点検のための委託料となる大気汚染常時監視機器等保守点検業務委託をはじめとした施設の保守管理に関する経費であり、総額は4135万円となります。

続きまして③、業務・事務処理委託等に要する経費でございます。

内訳としましては、粉じんや水質の測定・分析等の事務処理委託及び毎年実施しております各種業務に関する委託経費となっており、総額は3355万4000円となります。

後ほど説明します北部清掃工場の解体工事設計業務委託費と合わせた総額につきましては、8840万4000円となります。

すみません、9ページ以降につきまして、各種説明が書いてありますので、また、後ほどご覧いただければというふうに考えております。

私からの説明につきましては、以上となります。

○ 前川環境事業課長

環境事業課、前川でございます。

続きまして、資料の23分の8をお願いいたします。

北部清掃工場解体工事設計業務委託費でございます。

当該事業は、クリーンセンターの前身であります北部清掃工場の解体工事に係る設計業務の委託経費でございます。

本解体につきましては、昨年来、地元大矢知地区の各自治会長様が出席される会議の場をお借りしまして、これらのスケジュール等を説明させていただいたところでございます。地元の皆様からは、安全対策が講じられているとはいえ早く進めてほしいとのご意見もいただくとともに、安心、安全な作業をお願いしたいとご要望もいただいております。これらを踏まえまして、安全、安心な工法の選定、それから適正コストの算出を行うべく、設計業務を行うものでございます。

なお、解体工事に係る予算を令和6年度当初に計上していきたいと考えておりますが、本設計には約10か月程度の期間が必要となりますため、令和5年度当初の予算措置では十分な期間の確保が難しいことから、限度額1350万円の債務負担行為の設定を今回お願いするものでございます。

説明は、以上でございます。

また、資料23分の9ページ以降は先ほど環境政策課長からご説明申し上げましたとおりでございますので、私からの説明は割愛させていただきます。

以上です。

○ 太田紀子委員長

以上で、よろしいでしょうか。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

お願いいたします。北大谷斎場の管理運営費の合葬墓のところでお聞きしたいと思えます。

今回、アンケートを踏まえて運営方法、使用料等のさらなる検討が必要ということで、計画の予算を減額ということで承知をしています。その部分なんですけれども、今後の丁寧にも検討をしていって、そしてしかるべき時期に再度計上すると理解してよろしいでしょうか。

○ 中山生活環境課長

合葬墓の整備自体をやめるということでは当然ございませんで、何らかの形で必要だということなことは私どもも今も思っています。なので、今回、お預かりしておいた予算については減額させていただきますが、令和5年度以降、実施設計、行政権等々について取組を進めていくというところは変わっておりませんので、引き続き整備に向けた活動というのはしてまいります。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

あと、その検討等が不足をしていたというふうにする点の内容について少し具体的に教えていただければと思います。

○ 中山生活環境課長

先般8月の委員会協議会の際にも、ご説明というかご報告を申し上げましたけれども、市内の各宗教関係のお墓を運営しておられる団体さん等にアンケートをさせていただいたところ、四分六でやっぱりネガティブなお声というほうが多かったかなという私どもの印象を持っています。

それに合わせまして、地元で昔からある、旧来の慣習に基づく墓地という中でもいろんな形態、管理形態があると思いますし、地域の中でされていて、そのお墓の中にそういう墓じまいをされた方用の合葬墓的な、永代供養塔的なものを整備されているところもある

というふうなこともありましてですね、そういった旧来の慣行に基づく墓地の経営者の方々、地域の方々にもちょっとお話を伺う必要があるだろうというところもありますし、その辺りも丁寧にやっていきたいなど。

もう一つ、荒木委員もご参画いただきました議員政策研究会のほうでも今回取り上げていただきました終活サポート、あちらのほうもちょっと私も委員会というか研究会にお呼びいただいてお話をさせていただきましたけど、あの中で我々も感じ取ったんですけど、合葬墓というのは終活サポートの多分一番最後の部分の、一つのパーツなんだろうなというふうに私どもは思っています。なので、ここだけ先にやっちゃっても、何かその前の根本的なところができていないと、何か付け焼刃というか、何かそんなことになりもするかなという思いもありますので、終活サポートのソフト面と両輪でやっていくべきかなという思いを持っていますので、そういったところも含めて丁寧に着実にそういうような形で進めていきたいというのが今の現状の思いでございます。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

今、まさに課長がおっしゃったところが本当に一番大事なところかなと思って、今お答えいただいたのでちょっと安心というか、よかったなというふうに感じているんですが、関係者の方からのご指摘、いろんなご指摘の中で前回のときも少し触れたと思うんですが、ある宗教団体の寺院の方から、やはりその理念も何もまだしていないのに何でハードをいきなりつくるんやみたいなお意見があったとお聞きをしています。決して理念がなかったわけではなくて、総合計画にもちゃんとこの位置づけというのは載っているわけですから、それがうまく伝わってなかったのかなというのが一つと、それから今課長がおっしゃったように、なぜ合葬墓を造るのか。その意義であったり、目的であったり、理念というものをいま一度整理をして発信をする中で、ご理解をいただきながら進めていくことがとても大事かなというふうに思います。

この事業は決して民間を圧迫するものではなくて、私は足並みそろえていけば、これ、ウィン・ウィンの政策になると思っていますので、そこをどういう仕組みにしていくのかというのを、決して民間の寺院であったりとか葬祭業者をいじめるものではないんだよということがちゃんと伝わっていけば、私はきっと理解していただけると思いますし、そし

て、先ほど終活のお話も、課長からお話がありましたけど、本当にそういったものをつくっていく中で、その仕組みの延長線上に墓地があるという考え方であれば、これが行政がやるべき仕事になってくるのかなと思いますので、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員

今回、この減額という、一旦やめるという部分のところで、基になったアンケート結果ってどこか資料にありますか。もしなければ、採決に対して問題というわけではないんですけど、どのような内容で、今、4割が賛成、6割が反対みたいな話でしたけど、どのような状況かなというの分かる資料って出るのであれば出してもらいたいと思うんですけども。

○ 中山生活環境課長

8月定例月議会の協議会で北大谷霊園合葬墓整備事業についてというタイトルで資料のほうを上げさせていただいておりますので、そちらのほうにアンケートの内容の主立ったところをお示ししております。最後には、さっき私、四分六と言いましたけど、肯定的な意見あるいは否定的な意見、どちらでもない意見もあるんですけど、そういったことについてのほぼほぼ原文のままのものをそのまま載せておりますので、また、前回の資料をご参考にしていただければと思います。

○ 竹野兼主委員

ありがとうございました。もう一ついいですか。

債務負担行為の中の2番のカラストラップのところ。

この部分のところについて、ちょっと中身をもう少し教えていただけますかね。

というのは、これは要するに、南部埋立処分場のカラストラップですよね。こういうカラストラップというふうなところ、今、市内のごみ集積場のところなんかではカラス、非常に困っておるとかという、こういうものをそういうところには使えやんのかなとちょっと一瞬思ったもんで、こういう中身の部分に含めて、そういう考え方というのができやんのかなという、ちょっとお尋ねしたいところですけど。

○ 前川環境事業課長

環境事業課、前川でございます。

このカラストラップといいますのは、埋立て処分場の中に、ちょっと寸法まではっきりした数字は記憶が薄いんですけども、かなり大きな鳥籠のようなものを設置してありまして、そこに餌を置いて、そこに入ってくる埋立て処分場に群がるカラスの確保、捕獲。これはなぜかという、埋立て処分場のごみをつまんで、周辺地元の田んぼや畑に飛来させてしまうということもあって、地元さんとのお約束の下でやらせていただいております。今、委員がおっしゃられたように集積場に置くとなると、ちょっと現実味がないかもしれません。

以上です。

○ 内糸環境政策課長

すみません、環境政策課の内糸です。

我々のほう、鳥獣保護法のほうを管轄していますので、ちょっとその部分で補足させていただきます。

基本的には鳥獣類、哺乳類と鳥類につきましては保護せなあかんという法律がございます。そういった中で、例外的に商工農水部が所管をしておるんですが、農作物に被害が出るようなもの、イノシシとか猿とかよくあると思うんですけど、その中にカラスというのも一部入っております。こちらのほうにつきまして、小山等の地域の農産物被害の懸念がされるといったところがあって、この南部埋立処分場から飛んだカラスが農作物被害を出すというベースがあったことで特別に駆除を許可しておるという経過があります。そういったような形で、先ほど言いましたけどイノシシとか猿とか鹿とかいうもの、別途我々のほうが特定外来生物でいうとアライグマとか、ヌートリアというところがありますので、基本的には鳥獣類については保護せなあかんというベースがあるんですが、例外的な形で対応するということにつきまして、すみません、鳥獣保護法のほうを管轄する我々のほうからもちょっと補足させていただきます。

以上です。

○ 竹野兼主委員

説明ありがとうございました。

保護という部分、また、そういうのを使うと保護団体からいろいろクレームもつくというのも分かっているんですけど、たまたま債務負担行為の部分のところにカラストラップという言葉があると、例えば、市民の皆さんの中からカラスって何とかならんのかなというような意見を多く聞くもので、具合によっては、こういうものもどうなんかなというふうに思ったのでちょっとお尋ねしたところです。

内容分かりまして、なかなか難しいなというような状況は分かりました。ありがとうございました。

○ 太田紀子委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員

すみません。

清掃工場の管理運営費なんですけど、今回の補正ですが、もうこの今の前川課長の説明で、内容については一定理解をしていきたいと思うんですけど、年間の10億円に対して、参考までに売電収入というのは年間どれぐらいあったのか、再度教えていただいてもいいですか。

○ 杉野環境事業課課長補佐

環境事業課、杉野です。

今年度は歳入の予算としまして、4億8000万円程度を予定しております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。貴重な収入源かなと今、本当に電気高騰の時代に大事な収入源かなと思いました。

やはりこれは今回も整備とかの費用、結構たくさん上がっていますけれども、維持管理をしていかなければこういったものにも影響してくるという理解でよろしいでしょうか。

○ 杉野環境事業課課長補佐

電気をつくりますその熱の関係の設備、タービン発電機とかそういったところの補修も、

今回挙げさせていただきました予算の中にその保守費用が含まれてございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

以上です。

○ 竹野兼主委員

4億8000万円、あれって契約やんね。年間契約の部分で、今のところという電力が高くなってきておるのやから、次年度ぐらいにはまた金額的にはもう少し上乘せの購入をしてもらえる可能性というのはあるんでしょうかね。

○ 杉野環境事業課課長補佐

先ほど令和4年度の売電収入は4億8000万円の予算を見込んでおりますとお答えさせていただきましたが、実は、今月頭に来年度の売電収入の契約先、1年ごとに入札を行っておりますので、入札を実施いたしました。

そうしましたら、今、家庭の電気料金も上がっておりますが、それに比例するように、来年度は7億円程度の売電収入が見込まれる予定でございます。それにつきましては令和5年度当初予算の歳入で、7億円程度を見込んでいるということの予算の要求をさせていただいたところでございます。

○ 竹野兼主委員

分かりました。喜んでいいのかどうか分かんですけど、もらえるものはもらわなあかんし、そのところについての市場の部分のところについては、チェックしてもらって、マイナスにならないよう、プラスになる部分についてはより一層プラスになるような努力してもらいたいと思います。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてお願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

反対表明もないため、簡易採決を行います。

議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に全体会審査を送るべき事項について、委員の皆様からご提案がございましたら、ご発言、お願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2項清掃費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 太田紀子委員長

以上で、議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、環境部分については終了いたしました。

以上で、今から休憩を取りたいと思いますので、10分間休憩をお願いします。再開の時刻、この時計で午前11時20分で。

11：10 休憩

11：19 再開

○ 太田紀子委員長

それでは、始めさせていただきます。よろしくお願いします。

議案第70号 動産の取得について—小型一般ごみ収集車—

○ 太田紀子委員長

それでは、これより都市・環境常任委員会として、議案第70号動産の取得について、小型一般ごみ収集車の審査を行います。

それでは、議案の資料の説明を求めます。

○ 前川環境事業課長

環境事業課、前川でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、引き続き23分の15をお願いいたします。

小型一般ごみ収集車、通称パッカー車の取得に関する議案でございます。こちらにつきましては、さきの8月定例会議会におきまして、債務負担行為の補正をお認めいただいた後に実施した入札で、落札業者、落札金額等が決定いたしましたので、今回契約議案としてお諮りさせていただくものでございます。

資料記載のとおり、南北清掃事業所で各3台、計6台の更新を行うものでございます。取得金額は6台で5214万円、1台当たりになりますと869万円でございます。契約の相手方、契約方法につきましては、資料のとおりでございます。

資料1枚めくっていただきまして、16ページをお願いいたします。

収集車の更新計画でございます。北部清掃事業所の車両のほうが南部清掃事業所よりも相対的に年式の古い車両が多いことがお分かりいただけると思います。

これには車両の走行距離が関係しておりまして、クリーンセンターに近い北部清掃事業所の車両に比べまして、大治田にあります南部清掃事業所の車両は必然的に走行距離が長くなってまいります。したがって、どうしても南部清掃事業所の車両のほうが劣化が早いと、更新の頻度が上がるということになってまいります。

車両の更新につきましては表の欄外にも記載しておりますとおり、基本的に9年間使用した後に車両の状態を見て、個々に判断をしております。

今回の更新により不要となる車両につきましては、原則、予備車へ回すということにいたしまして、それまで予備車として使用していた車両のうち、状態の悪いものから廃車にするというふうなことでなっております。

説明は以上です。

○ 太田紀子委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

よろしいでしょうか。

○ 石川善己委員

直接この議案がどうのという話ではないんですけど、この一覧表を見ておって、令和6年に10台更新の予定ですよ。今、他部局でもあるんですけど、車の納入が間に合わなくて不調に終わったとか、そういうのがたくさんありますが、これある程度確認とかはできているのかどうか、全くこれからなのか、めどとして大丈夫なのかという確認、確認までは行かなくても、ある程度の下話ができるおるとか、そういったところの確認だけちょっとさせてもらいたい。

○ 太田紀子委員長

ちょっとごめんなさい。1人、今、一般の方の傍聴者が入られましたので。すみません。

○ 前川環境事業課長

環境事業課、前川でございます。

ご心配いただきありがとうございます。まさに心配しておるところがそこでございます。今回の6台につきましてもかなり難航したという実例がございますので、いましばらくちょっと様子を見ながら考えていかないかと思っていますが、場合によっては納入までの期間を長く取らせていただく必要が出てくるかと思っておりますので、債務負担でまたお願いをすることがあるかもしれないというところで、ちょっと予告だけさせていただく形になって申し訳ないんですが、現状そのような形で調査をさせていただくのを進めておるところです。

○ 石川善己委員

分かりました。もういろんなところで車が入ってこんということ、行政だけではなくて、中古市場まで車がなくなってきているという話も聞く中で、台数がまとまると、今までやったらリーズナブルに行けたのが逆に大変になってくるのかなと思いますので、なるべく綿密にいろんなところと打合せ、確認を取りながら進めていただけたらなということだけお願いしたいと終わっておきます。

○ 太田紀子委員長

ほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑もありませんので、これにて質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。討論のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第70号動産取得について「小型一般ごみ収集車」について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ご異議なしと認め、本件を可決すべきものと決しました。

以上で、議案第70号動産取得について「小型一般ごみ収集車」の審査を終了いたします。

[以上の経過により、議案第70号 動産の取得について「小型一般ごみ収集車」について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

11 : 24 休憩

11 : 32 再開

○ 太田紀子委員長

次に、四日市市環境計画等の改定についての報告を受けたいと思います。

それでは資料の説明、よろしくお願いいたします。

○ 内系環境政策課長

環境政策課の内系です。

資料のほうすみません。23分の22ページのほうをご覧ください。

その他報告としまして、四日市市環境計画等の改定についてご説明させていただきます。

まず、四日市市の環境計画等の改定の目的ですが、我が国をはじめとした世界の潮流としまして、温室効果ガスの排出の削減目標を上方修正するなど、カーボンニュートラル社会を目指しているということから、本市としましてもそれに対応するためでございます。

具体的な背景としましては、国際的には2015年、C O P 21でパリ協定が採択され、国内的にも2020年当時の菅首相が2050年カーボンニュートラルを宣言し、2021年には温室効果ガスの削減目標を2030年度に2013年度比46%に上方修正するといったこと、また、地域脱炭素ロードマップが策定されておる、そういったところがございます。

中段のほうの四日市市環境計画の位置づけのほうをご覧ください。

本市の環境計画は総合計画を環境面から推進するという観点で策定されており、環境計画の中には、温室効果ガスの削減、目標達成に向けた取組を取りまとめた四日市市地球温暖化対策実行計画のほうが含まれております。

また、本市の地球温暖化対策実行計画につきましては、国の地球温暖化対策計画、また、三重県の三重県地球温暖化対策総合計画とも大きく関係しており、後ほど説明しますが、三重県においても現在改定作業に入っております。

下段の見直し内容のほうをご覧ください。

今回の改定につきましては政府の新目標、先ほども説明しましたが、2013年度比2030年に、今まで26%だったものを46%に上方修正するという考え方に基きまして、主として、先ほど説明しました地球温暖化対策実行計画の見直しを行うこととなります。

最も大きな内容としましては先ほども言いましたが、目標の改定があり、この改定に当たりましては、国のマニュアル、また、県に準じた温室効果ガスの排出量の計算方法の手法を用いるとともに、市独自の施策や国、県の取組なんかも考慮しながら進めてまいり予定でございます。

また、国の地球温暖化対策推進に関する法律の改正に基きまして、本市は施行時特例市でありますので、市内にいつまでにどのぐらい太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーを導入するかという地域再生可能エネルギー導入目標を設定することを必要が出てきたといったことから、本市の地球温暖化対策実行計画に盛り込む予定でございます。

そのために先ほども説明しましたが、本市の地球温暖化対策実行計画は環境計画に含まれておりますので、この地球温暖化対策実行計画の見直しに伴いまして、環境計画にあります気候変動への対応という環境目標があるんですが、そちらのほうを修正させてもらおうといった形で考えております。

そのため地球温暖化対策実行計画をまず見直しまして、その見直し内容を第4期環境計画に反映する予定でございます。

すみません、次ページ23分の23ページをご覧ください。

今後の見直しスケジュールについてご説明をさせていただきます。

今議会におきまして、ただいまですけど改定の方向性をご説明させていただいておりますが、令和5年の2月定例会議会におきまして、本市の温室効果ガスの削減目標を含めた環境計画等も改定案をお示しさせていただき、ご意見をいただきたいというふうに考えております。

その後パブリックコメント等を行った後、意見を踏まえた最終案につきまして、6月定例会議会でお示しさせていただき、その後、本市のほうの環境保全審議会のほうに諮りまして計画改定へと進めていきたいというふうに考えております。

参考に、国、県、あと四日市港の脱炭素の取組につきまして、お示しをしております。三重県につきましても、国に準じて大幅な温室効果ガスの削減目標の修正を検討しておるというふうに聞いておりますので、本市につきましてもその辺りも状況を踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。

説明につきましては以上です。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にて発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

別段ご質疑もありませんので、本件はこの程度といたします。

以上で、環境部の所管事項は全て終了いたしました。

理事者の入替え……。

○ 川村幸康委員

どこで言うタイミングやか分からのやけど、電気代の補正で、電力料金が値上がっておるやんか。環境部として一遍取り組めることを少しやっぱり今度の委員会までにピックアップしておいて。例えばこんなので説明していますよとか、どんなので収入を得ますよとか、ちょっとそれぞれが意識を持って、特に環境部が意識を持ってやらんと、節電で電気を消すもそうやろうし、あと何かできることあらへんか、一遍課内で、部内で協議をして、一遍知恵を出してもうたらどうかな、若い人からも。こんなことやるとちょっとあれがあるよとか。何かしたほうがええに。恐ろしい電気代やで、これ、全部の部にまたがる。

そうするともう一個考えやなあかんのは、コスト高で市民には言いにくいことやけど、値上がりというのはやっぱり行政もどう考えるかということを考えておかんと、連動してごみのコストを抑制するのに値段を上げるとそれは抑制効果になるしさ。だから、環境計画にも含まれると思うんやけど、減らすということの中には、料金を上げたら減るという考え方あるわけやでさ。少しやっぱりちょっと知恵絞って考えたら、シミュレーションでもして、これぐらいに値上げ、例えば搬入するやつでもこの間ちょっと変えたけど、もっと厳しく行くかと、より一層と、この間、俺、手数料のやつも、市民税やかの発行の手数料やるやん。謄本とか抄本って、あれ、50年ぐらいから、もう3年か4年に一遍ずつ値上がりしてきておったけど、ここ20年してないやんな。ということは、無関心になっておるんだよな。本当ならその分コスト上げなあかんなんかなと思うておるのや、俺。少しやっぱり、議員が選挙前に言うと言いにくいことやけど、あえて言うておるのやで。やっぱりちょっとこれだけのコスト高になってきたときには市民に対する負担というよりも、係るコストだけもらうみたいな考え方も、ちょっと行政的には出さんとあかん。その分あんたらもやっぱり頑張って仕事をしてくれなあかんけどな。親方日の丸ではあかんのやけど。そういう考え方を少しやっぱりしておいて。どこで言おうかなと思うたんやけど。環境計画が終わってからでええなと思ったけど。

以上です。もう意見やで、これは。

○ 太田紀子委員長

部長、何かございますか。

○ 川口環境部長

ちょっと大きな話なので、どの程度の資料といいますか検討ができるかというところが
ございます。また、2月議会で何がしか委員会のほうに……。

○ 川村幸康委員

そうやね、そのときでいいからさ。

○ 川口環境部長

ご議論いただくような場をつくらせてもらうようなことでよろしいですか。

○ 川村幸康委員

いいですよ。それで全然。

○ 川口環境部長

分かりました。じゃ、そのような形でちょっと、また検討させていただいて、ご報告の
ほうをさせていただきたいと思います。

○ 太田紀子委員長

では、よろしくお願ひいたします。

それでは、環境部の所管事項は全て終了となります。ありがとうございました。

どうしましょう、これから継続してされるか。休憩も。

じゃ、一旦ここで休憩ということで、午後1時再開でお願いいたします。

11：41 休憩

13：00 再開

○ 太田紀子委員長

それでは、これより都市整備部所管部分の議案につきまして審査を行います。
まず、部長よりご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 伴都市整備部長

都市整備部でございます。よろしくお願いいたします。

一般質問お疲れさまでした。ありがとうございました。

当委員会の委員の皆様からも何点かご質問いただいております。ご質問の中には、ご提案ですとかご指摘という形でいただいたところもございます。ご指摘いただいたところにつきまして、受け止めまして事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は都市整備部につきましては債務負担行為を含めました補正予算、それと付託議案5件、あと所管事務調査、その他報告とございますが、丁寧かつ端的な説明を努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第8項 住宅費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 太田紀子委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第8項住宅費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について審査を行います。

それでは、一括して資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤（勝）都市整備部理事

皆さん、こんにちは。都市整備部理事の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度11月補正予算（第7号）の都市整備部に係る部分について、ご説明をさせていただきます。

タブレットのほうよろしくお願ひします。今日の会議の都市・環境常任委員会、分科会、よろしいでしょうか。すみません、こちらですが、スクロールしていただいて、207の補正予算資料（都市整備部）が予算の説明なんですけれども、説明のほうはすみませんが、こちらを再掲させていただいていますので、002の都市整備部関係資料で一連に説明をさせていただきますと思います。

よろしいでしょうか。

では、ページのほうめくっていただきまして、4ページのほうが目次となっています。なお、私のほうから部全体の概要をご説明させていただきます。詳細につきましては、各担当課長より説明させていただきますと思いますので、よろしくお願ひします。

5ページをお願いいたします。

令和4年11月補正予算総括表となっております。この総括表は一般会計補正予算（第7号）における都市整備部所管のものをまとめたもので、表左側から支出科目ごとに予算額、8月補正後の予算額、それから今回お願ひいたします11月補正の事業費補正額、人件費補正額そして補正後の予算額、対予算額比を記載しております。なお、D列の人件費補正につきましては、別に総務分科会でご審議いただきますので、説明のほうは省略させていただきます。

事業費補正になりますけれども、今回の補正では、款土木費、項道路橋梁費、目道路維持費で1200万円の増額補正を、それから項都市計画費、目公園管理費で700万円の増額補正をそれぞれお願ひしています。

こちらにつきましては、世界的なエネルギー燃料高騰によります電気代の高騰により、道路照明灯及び公園照明灯等に係る経費の不足が見込まれることに伴う増額補正になります。

次に、1番下の項住宅費、目住宅管理費におきましては、1億9906万円の減額補正をお願ひするものです。

これらを合わせまして、1番下段の土木費計をご覧くださいますと、資料の11月補正の内容の事業費補正額のC列にあります1億8006万円の減額補正をお願いするものになります。

次に、6ページをお願いします。

こちら、補正予算の概要になります。本項では予算科目別の事業名ごとに、補正前、今回の補正額、補正後の金額及びその理由を示しております。

次に、7ページをお願いいたします。

令和4年11月債務負担行為の概要になります。上段には施設保守管理委託等に要する経費として、側溝清掃等業務委託ほか6件を、下段には業務・事務処理委託等に要する経費として、放置自転車等移送業務委託を記載しております。

恐縮ですが、18ページまで飛んでいただくようよろしくお願いいたします。18ページになります。

繰越明許費の補正概要となります。街路事業費及び街路単独事業費になりまして、いずれも中央通りの再編やバスタの整備に係る事業であり、これまで議員説明会や8月補正の際に事業の状況や今後の予定を説明させていただいたものとなります。

1番上の近鉄四日市駅周辺整備工事（その2）は、近鉄四日市駅の東側において、今後進める工事ヤード等を確保するため道路の振替工事を行っているものです。2番目の国道1号近鉄四日市駅ターミナル整備事業につきましては、国から受託を受け、地下駐車場出口躯体の移設設計等を行うものです。その下、四日市中央線道路整備工事（その2）及び街路単独事業費につきましては、市民公園前で現在実施している先行整備区間の歩道部の工事を行うものです。

繰越額及び繰越し理由につきまして、表に記載のとおりとなります。

私からの説明は以上で、続いて各事業につきまして各担当課長より説明いたします。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課の大本でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、今ご覧いただいております8ページのほうをご覧ください。よろしく申し上げます。

市営住宅整備事業費についてでございます。

三重市営住宅28号棟にエレベーター等を設置する工事を予定しておりましたところ、今

年度4月より地元自治会から本事業に対する問合せやご意見をいただき、工事発注に至らず、当初のスケジュールに遅れが生じていることにつきまして、今議会において6月定例会議会及び8月定例会議会においてご報告させていただいたところでございます。

もう一つ資料をちょっと使わせていただきたいので、恐れ入りますけれども、タブレット一つお戻りいただきまして、113、令和4年度11月補正予算参考資料（第7号・追加分）でございます。そちらの6ページをお願いします。よろしいでしょうか。すみません。

市営住宅の現状を踏まえまして、これまで計画としましては、高齢者などの階段の昇降を軽減するため、国の交付金を活用しまして、エレベーターを設置することとし、設置する団地としましては、エレベーターの耐用年数などを考え、比較的容易に設置が行える敷地がある三重団地28号棟として進めてまいりました。本工事につきましては、この4月に入ってからですが、三重西連合自治会の役員などと6回にわたり面談をし、本市の考え方について改めて説明を行ってまいりました。しかしながら、地元からは三重市営住宅の中層住宅28号棟以外も含めて15棟ございますので、15棟全てにエレベーターを設置しない限りは、本工事を認めることできないといったお考えをお聞きしてきたところでございます。また、10月7日にも三重西連合自治会の会長などとお会いしましたけれども、進展がございませんでした。

このような状況となりまして、市の計画に対して三重西連合自治会としてのお考えを変えていただける状況にもなく、この予算を繰越しさせていただいて事業を継続させていただきましても、なかなか完了に向けて進めることが見込めなくなってまいりました。

また、当事業につきましては国の交付金事業でありまして、三重県との情報共有をしてまいったところですが、以前お願いしております配分について、見直しの手続を進めるようということでは求められているところでございます。

このような状況下でもありまして今回令和4年度予算につきましては、全額減額補正をお願いするところでございます。よろしくお願いたします。

○ 鈴木都市計画課長

都市計画課の鈴木です。よろしくお願いたします。

それでは私のほうから、住み替え支援促進事業補助金の増額補正について説明させていただきます。

資料につきましては、先ほど一つ前の資料にお戻りいただきますようお願いいたします。

002、都市整備部関係資料になります。こちらの先ほどの続き9ページをご覧ください。
よろしいでしょうか。

この予算につきましては、定住促進や子育て環境の向上、空き家・空き地の有効活用を図ることを目的として、子育て世帯などに対して、親世帯との近居や同居の住み替えについて支援するものであります。また、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準にて建築された空き家の除却や、空き家・空き地の利活用を促進するものでもあります。

内容としまして、当初の見込みを上回る申請があったため、必要と見込まれる補助金について増額補正を行うもので、この住み替え支援促進事業補助金の内訳・種類につきましては、中段の括弧の中に記載させていただいております。

今回、補助金申請件数が当初想定していた56件を上回り、65件の申請が見込まれるため、必要な9件分の補助金278万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、こちらにつきましても、議案聴取会の全体会にて追加の資料の請求がございましたので、資料のほうをお示しします。

資料につきましては、会議資料一覧の113、先ほどの市営住宅のほうの追加資料と同じですが、会議資料一覧の113、11月28日追加配付、令和4年度11月補正予算参考資料（第7号・追加分）になります。こちらの資料の9ページをご覧ください。

こちらの資料について、中段左側の表に、左から順に各補助金の当初予算件数、今回補正予算をお願いする件数、それらを合計した補正後の件数を示しております。また、右側の表は、各補助金の本年4月から11月までの申請実績の件数を示しております。11月24日時点で補助金の申請件数の合計が54件となっており、現在申請相談を4件いただいていることもあり、それから当初予算件数の56件を上回る見込みとなったため、この相談をいただいている件数に本年度の実績も考慮しながら、今回9件分の追加補正予算をお願いし、補正件数を65件とするものであります。

私からの説明は以上となります。

○ 太田紀子委員長

すみません。課長、お願いいたします。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。よろしくお願いいたします。

私からは、道路維持課関係分2件につきまして、個表に沿って説明させていただきます。資料ですが、申し訳ありません、再度、002、都市整備部関係資料に戻っていただきまして、資料の10ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

側溝等清掃業務委託債務負担行為でございます。

こちらは、市内一円の側溝や集水桝などに堆積する汚泥や土砂の清掃業務を、年間を通して委託するもので、債務負担行為限度額といたしまして2900万円をお願いするものでございます。なお、年度間で委託期間が途切れることなく、令和5年4月1日から清掃業務を行えるよう、令和4年度内に入札及び契約を行いたいと考えておりますので、債務負担行為の期間を令和4年度から令和5年度までに設定するものでございます。参考ですが、個表下の写真は清掃状況でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

地下ポンプ場設備保守点検業務委託債務負担行為でございます。

こちらは台風など大雨時の道路冠水被害を未然に防ぐため、アンダーパスなどに設置された市内13か所の地下ポンプ場設備の保守点検を委託するもので、債務負担行為限度額といたしまして300万円をお願いするものでございます。

こちらも年度間で委託期間が途切れることなく、令和5年4月1日から保守点検業務を行えるよう、期間を令和4年度から令和5年度までとしております。こちらも参考ですが、個表下の写真は河原田環状1号線と、そのポンプ設備でございます。

道路維持課からの説明は以上です。

○ 太田紀子委員長

ちょっとすみません。今、1名傍聴者の方が入られましたので、ご報告いたします。

○ 山田都市整備部参事兼公園緑政課長

公園緑政課、山田でございます。よろしくをお願いいたします。

資料のほうは12ページをお願いいたします。

都市公園施設総合管理業務委託の債務負担行為についてでございます。

公園を適正に維持管理することで、利用者の安全と公園の快適な環境を確保することを目的としております。

南部丘陵公園や三滝公園など総合公園や、諏訪公園や鶉の森公園などの近隣公園など比

較的大きな公園を中心とした12か所の公園におきまして、年間を通して、除草や中低木の刈り込み、清掃、巡回点検を行う業務でございます。

債務負担限度額は6635万円をお願いしており、現在の期間が令和5年3月31日までとなっていることから、委託期間の空白をなくし、令和5年4月1日から保守点検を行えるよう、期間を令和4年度から令和5年度までとしております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

都市公園等施設管理業務（維持修繕等）委託の債務負担行為でございます。

こちらも公園や街路を適正に維持管理し、利用者の安全や施設の快適な環境を確保することを目的としております。

市内508か所の公園や街路の適正な維持管理のため、年間を通し、除草や簡易な樹木の手入れ、施設の修繕を行う管理業務を委託するものでございます。

債務負担限度額は8180万円をお願いしており、こちらも先ほどと同様、委託期間の空白をなくすため、令和5年4月1日から保守点検業務を行えるよう、期間を令和4年度から令和5年度としております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

都市公園等施設管理業務（除草清掃等）委託の債務負担行為でございます。

こちらは中心市街地における街路等を適正に維持管理し、安全で美しいまち並みを確保することを目的としております。中心市街地の中央通りや三滝通り、末広新正線やその周辺の10か所の公園において、除草清掃等を行う管理業務を委託するものでございます。

債務負担限度額は2530万円をお願いしております。こちらも先ほどと同様に、委託期間の空白をなくすため、令和5年4月1日から保守点検を行えるよう、期間を令和4年度から令和5年度までとしております。

私からの説明は以上でございます。

○ 山口道路管理課長

道路管理課の山口でございます。よろしく申し上げます。

私のほうから債務負担行為3件をご説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

自転車等駐車場管理清掃業務委託の債務負担行為ということでございます。

市内30の駅の自転車等駐車場におきまして、自転車の整理や駐輪場の清掃を行うもので

ございます。

負担行為の限度額といたしまして、1643万3000円をお願いするものでございます。債務負担の期間としましては、令和4年度から令和5年度までとさせていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

駅前公衆便所清掃等業務委託の債務負担行為でございます。

近鉄四日市、あすなろう四日市ホーム東に位置する公衆便所と、塩浜駅西口にありますが公衆便所の清掃や消耗品の補充を行うものでございます。

債務負担行為の限度額といたしまして、125万8000円をお願いするものでございます。期間としまして、令和4年度から令和5年度までとさせていただきます。

最後に17ページをお願いいたします。

放置自転車等移送業務委託の債務負担行為でございます。

これは、駅駐輪場や市道上に放置された自転車を保管場所へ移送するものでございます。

債務負担行為の限度額といたしまして、83万5000円をお願いするものでございます。期間としましては、令和4年度から令和5年度まででございます。

私のほうから以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方からは挙手にて発言、よろしくをお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

よろしくお願ひします。

市営住宅の長寿命化事業について、今、ご説明いただきました追加資料を基に少し確認等させていただきたいと思ひます。

丁寧に追加資料仕上げていただきまして、ありがとうございます。

この資料、まず現状、それから計画、それから自治会の対応状況を時系列で上げていただいてあり、4の対応方針のところでは、今、ご説明もいただきましたけれども、理解を得られる状況になくて、仮に本予算を繰り越したとしても工期が足らずに工事完了が見込めないと、さらに、県からの国の交付金についての手続等を求められたということで、や

むなし、全額減額補正ということになるわけですがけれども、まず、改めてお聞きをしたいのは、当局として三重団地28棟のエレベーター工事の事業を断念したのか、あるいは一旦減額という判断なのか。教えてください。

○ 太田紀子委員長

課長、お願いします。

○ 大本市営住宅課長

地域住宅課の大本でございます。

今、委員からは今回のエレベーターの事業についてのお問合せとして、三重団地についての今後の進め方のところについて、ご質問いただいたと思います。

今回三重団地につきましては、先ほどからもご説明させていただきましたとおり、地元との説明をさせていただく中で、この事業をなかなか進めていくことはできないということで、今回、三重団地のこの事業につきましては減額のほうをさせていただきました。

ただ、事業につきましては、今後も高齢化が進んでいる状況というのは変わっておりませんので、エレベーターを含めた高齢化対応していくような住宅について、これからも引き続き検討していきたいと考えてございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

少し細かいところに触れさせていただきたいんですが、追加資料の12分の7のところです。地元自治会からの主な意見というところで、何月何日ということ細かく記載していただいておりますけれども、5月17日のご意見のところの2行目に種々の問題という文字があります。それから4行目に相当の無理というふうに書かれていますが、これ、具体的にどういう内容か教えていただいてもいいでしょうか。種々の問題とは何か、また、相当の無理があると思っていられる点について教えてください。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課、大本でございます。

こちらにつきましては、地元自治会さんとして感じられたところとして、今回のエレベ

ーターを設置するにつきましては、半階段分を上がるというところがございます。その部分につきましては、エレベーターの機能としてバリアフリー化という部分については、少し疑問を抱かれたというところがございます。

また、これは5月17日のポツ四つ目にも少し書かせていただきましたが、住民への負担等、自治会への負担等についての不安があるということで、この箇所についてのお問合せをいただき、当日回答させていただいたところでございます。

○ 荒木美幸委員

種々の問題というところは、半階段に対する疑問と負担という2点ですか。

○ 大本市営住宅課長

すみません。市営住宅課、大本でございます。

大きなものとしましては、今、2点お答えさせていただいたところでございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

6行目には、15棟全てに取り組むのかという問いがあるんですけど、これは後段の部分で、それは非常に物理的にも難しいという市当局からの回答がされているやに確認しますが、それでよかったですか。

○ 大本市営住宅課長

はい、そのとおりでございます。

○ 荒木美幸委員

それと10行目に、先ほども少し触れられたんですが、住民への負担というところで、家賃であったりとか自治会への負担というのは、やはり想定していたのかいなかったのか。

○ 大本市営住宅課長

自治会の負担でありますとか、住民の方への負担につきましては、想定をしております、過去にもご説明をさせていただいた経緯がございます。

○ 荒木美幸委員

想定をしているということですね。いたということですね。負担がかかるということですよ。

○ 大本市営住宅課長

はい、そうです。

○ 荒木美幸委員

それから続いてなんですが、5月17日と5月31日の、今、確認させていただいたように、種々の問題がある、相当の無理がある、よって反対という住民の方のお声なのかなと思う一方、少し違和感を持ったのは、15棟全部造れないなら反対だよって言われている中、じゃ、逆に15棟全部造ったらいいのかということになるんですが、逆に15棟全部造ったとしたら、種々の問題とか相当の無理という部分がクリアになるのかどうかというと、そうは考えにくいんですけども、この二つのちょっと相反するような意見を読みながら、じゃ、本当に住民が何を求めて何を主張したいと思っているのかというのがいま一つつかめないんですけど、その辺はどのように当局、整理されてらっしゃいますか。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課、大本でございます。

ご指摘のとおり、地元としてどのようにお考えであった、最後のところの部分については確かに図りかねるところがございました。ただ、今回のところで、おっしゃられているような問題として、地元としておっしゃられるところがございましたので、そこは一旦受けさせていただいたところです。

○ 荒木美幸委員

私も今、課長おっしゃったように少し図りかねる部分があるかなというのは、正直感じたところなんです。

ただ、8月19日の自治会等の意見等も見せていただくと非常に難しいと。やはり、当局としては、これらの反対意見を無視してこの事業を進めるということは非常にリスクが高

いというふうに判断をされたのではないかと感じますが、その点はいかがですか。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課、大本でございます。

おっしゃるとおりで、今回につきましてはその辺りは考えた上で、このようなご提案をさせていただいているところでございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

あと、最後に今後についてなんですが、今、先ほど冒頭で確認しましたように、この三重団地については、今回の事業はやはり実行するのは難しいという、しかしながら、高齢化社会に向かっていく中で、恐らく他の団地を含めてこの事業をどこでできるのかどうかというの、今後検討していかれるのかなというふうに感じました。

その上で、やはり議会から質問などもありましたけれども、やはり一番これから考えていかなきゃならないのは、やっぱり市民への情報公開であったり、説明の在り方だと思うんです。当局が考えるその市民説明の対象というのは、どのように考えていらっしゃるのか。どこまでが対象と考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きをしたいです。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課の大本でございます。

今、私どもで考えさせていただいたところにつきましては、二つあるかと思えます。

一つは地域住民の方でございます地元自治会さん、また、我々市営住宅というところで言いますと住んでいらっしゃる方もみえますので、住んでいらっしゃる方についてもご説明をするところが筋かと思っております。

ただ、今回につきましては、冒頭で地元自治会さんに入らせていただいた段階で、個々の説明については不要であるというふうなところでお話をいただきまして、そこで、28号棟の住民の皆様につきましてはちょっとご説明ができていない状況でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

つまり、私も資料で確認しましたが、今、課長が二つあるとおっしゃった1点目については説明をもちろんしていただいた、しかし、2点目についてはできなかったという理解でよろしいですか。

○ 大本市営住宅課長

おっしゃるとおりでございます。

○ 荒木美幸委員

分かりました。

私もこれは所感になりますが、その連合自治会の意見というのは非常に大事だということももちろん承知をしておりますけれども、今回ちょっと残念に思ったのは、いろいろ事情があったんだと思いますが、入居者の方々の声が全く聞こえてこなかったというのが、ちょっと違和感を感じているところでもあります。

今回、この議決を私たちはしましたので、その責任上、非常にこの事業が進まないということは残念でもありますけれども、ただやはり、これから注視をしなければいけないのが、市営住宅の今回の長寿命化の事業の減額ではありますけれども、もちろん当局も感じていらっしゃるように、こういった内容の市民の方々の反対意見によって、なかなか事業が進まない、時間がかかるというものが出てくる中で、改めてやはり市民への説明の在り方というのを、もう少しきちっと整理をしていかなければいけないのではないかなと感じています。

例えば、どの時期に、どういった対象にしていくのかであったりとか、あるいはどういう回数を設けていくのかとか、その上で議会との説明の調整、この時期もどうしていくのかということ、もちろんこれは地域によって随分温度が違いますので、一つの物差しが、これが当てはまるとは思いませんけれども、やはりでも、一つこういうふうなフローがあって、このようにきちんとやってきましたと説明できるような物差しを、私自身はある程度必要なんじゃないかなという感じではいます。これは個人的な意見です。

そういったことも含めて、二度とせっかくこうして上程した事業ができなかったという、残念な結果にならないように、ぜひこのところは、今回の市営住宅の長寿命化の事業だけということではなくて、それにまつわる様々な課題をきちんと整理して、今後の事業に取り組める道筋をきちんとつくっていく必要があるのかなと思いますので、そこは、都市

整備部さん全体含めて、また、全庁含めて取り組んでいただきたいと思います。最後は意見です。

一旦、以上、これで終わります。

○ 石川善己委員

荒木委員の質問に対する答弁で関連をさせてもらうんですけど、要は地元自治会さんと協議をした結果というところやと思うんですけど、住んでおる人の意見を聞かんでええって自治会さんに言われたで聞かなんだという受け止めでのええの。今の説明やと、僕は今の答弁を聞いて、本来はやるつもりやったけど自治会さんがもうそんなことせんでもええわと言われたから、住民に対して説明をしなかったという理解でいいですか。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課、大本でございます。

資料のほうの8ページのほう、7月7日の面談時のご意見でございますが、今回のものについては自治会の組織としての対応であるので、個別対応については、今回は不要であるというお答えをいただいています。私どもとしては、中へ入らせてくださいとお話はさせていただきました。その上で、その前段として地元自治会さんの了解も得るということも進めてまいるということでしたので、現段階ではストップというお言葉をいただきましたが、そこは受け止めさせていただきました。

○ 石川善己委員

行政の窓口としてというのは、当然連合自治会なり自治会さん、それぞれの該当地区の自治会さんというのが窓口になるというのは、これもう理解十分できる話です。ただ、やっぱり住んでみえる方へ全く声が、説明とか意見聴取がされていないということというのは、すごく違和感があります。

そこは、それでもやっぱり住んでみえる方に意見を聞きたいということで、行政としてはやっぱり対応すべきだったんじゃないかなという、事ここに至って言うておつてもしようがないかも分からんけど、そこは違和感が残るところ。

もう一つは、こういった案件、市営住宅の案件に関わらず、いろんなものってやっぱり現状を変えようとするやんか。えてしてやっぱり反対派の人が声は

大きいですわな。いろんな案件、何でもそうやけど、やってくれな反対やと言われてすごく大きい。まあまあええやないとか、積極的賛成も含めた側の人たちというのは、あまりそんなやってくれやってくれという声を上げることというのは案外少ない。でも実態的に後ろについている数をどう見るかっていったときって、少ない数で声が大きいところ、わりかし賛成であったり反対ではない人たちというのは声は小さい、大きくないけれども実は後ろについている数は案外多いというケースがすごく多いと思っています。いろんな過去の例も、現状も含めて。

そういった中で、何を見て最終的にやっぱり判断をしていくかというところが見誤ったらあかんというのはすごく思っています。えてして声が大きい人たち、反対派の人たちの声がすごく数が多いんだと錯覚しがちになるんだけど、本当にそうなのかというのはやっぱりきちんと図るべきだと思うし、だからこそ連合自治会さんが住んでみえるところに対しての説明とか意見聴取をなくて、もう自治会で聞きたいんでええんやとなったときに、それはどうなんかなというところをやっぱり一歩立ち止まって考えるべきやったのと違うかなというのはすごく感じます。この件について。

そういった中で、安易にそういったところで、安易ではないというんだらうけれども、本当にこの予算を消してしまっているのかどうなのか、執行できるかどうかは別として、やっぱり枠として、このまま行って最後まで努力を続けるという選択肢があってもいいんじゃないかなとは思っている。やれるのかどうか分からんよ。最後、断念しなきゃいけないかも分からんけど、安易にそこで本当に、一旦議会もそう認容した部分の予算を、議会からすると安易に予算を消していってしまっておるという受け止め方もできてしまうので、そこはもうちょっとやっぱりいろいろと自信を持って出してきてもらった議案やったら、それが実現できるように下準備も含めて、事前のもっと本当はすり合わせ含めてやっておくべきやったやろうなと思うけど、ここへ来てそんなことを言っても仕方ないかも分からん。でも、どうも安易に取り下げられるようにしか見えないので、そういったところの姿勢はよく考えてもらいたいなと思います。

やっぱり、何度も言いますが、大きい声が必ずしも多数派ではないということは肝に銘じてもらいながら、今後いろんなところへ、今回のこの案件ではなくって、やっぱり今後の事業の取組というのを進めていってもらわんとあかんかなと。大多数の事業って、一つにまとまって、ええやないか、諸手挙げて賛成や、全会一致やってなることってほぼ少ないですわな。現状を変えていこうと思うと、そういったときに、どこを見て、どういう

努力をしていくかということは、今回の件、肝に銘じていただきたいなという、何か意見みたいになりましたけど、やっていっていただきたいとは思いますが。

○ 太田紀子委員長

部長のほうから何か、お願いします。

○ 伴都市整備部長

すみません、ありがとうございます。

石川委員、おっしゃっていただいたところ、全てのところがあるんですけど、文字にすると、今日の説明にさせてもらうとこういうふうな内容になるということで、ただこれが安易にと見えるところもあるかも分かりませんが、現場は現場で対応はさせていただいたところではございます。

ただ、そういう中でやはり代表としてお話いただいている自治会さん、連合自治会さんのところが、こういうご意見ある中でそれを無視して各方のところに飛び込むとは、そこまでは確かにやらせてもらってないです。そこは何度か折衝というかお願いさせてもらったんですけど、そのこの入るのもちょっとご理解いただけなかったということで、せっかくお認めいただきました予算のほう、こういう状況になってしまっております。

一般の例としておっしゃられた往々にして反対の声のほうが大きくてという話、確かにいろいろ事業をやっていく中で、そういうところは私らも実感として感じておるところでして、じゃ、どうすれば全ての声を拾い上げれるかってなかなか難しいところもあろうかと思うんですけど、当然反対派の声だけじゃなく、当然賛成の方、どちらでもないという方のご意見も必要やと思いますので、できるだけ多くの声を拾う努力をしていきたいとは考えておりますが、なかなかその事業ごとに、場所ごとにとか、そこらの手法については難しいところがございますが、そこは一生懸命足を運んで努力していきたいと思っております。

○ 石川善己委員

全く努力をしていないって言うわけではないので、いろいろ苦勞されておるんやなというのは想像もつくし、そんなに安易にしてないと思うんだけど、見方で、やっぱり簡単に断念したというようには見えてしまうので、そういったところを丁寧な説明

も含めていただきたいと思います。

それで、今、部長おっしゃったところの中で、再三やっぱり住民の方に説明をしたいというお願いをしたけれども自治会さんが受け入れてもらえなかった、逆に言ったら、何でもそこまで自治会さんはかたくなに住民の方に対する説明をノーというところにこだわったのか、逆に疑問が残るわけです。別に自治会として見解を出したけれども、住民にも意見を聞いてやってくれというのが、普通一般的な感覚ならそうなんかなと我々思うんです。じゃ、何があってそんなに住んでいる人に対しての説明はせんでもええわってこだわったかって、それは正解は分かりませんが、なぜそうかたくなに住民説明に反対をしたのかというところで、部としてこういうことかたくなに説明せんでええわってなったんかなと思っているところがあれば聞かせてください。

○ 伴都市整備部長

かたくなにという言い方はちょっとあれですけど、今のような状況になってしまったところというところで考えると、お話をいただきましたように下準備が大切やお話いただきました。今回の場合、ちょっと議会の答弁とかでも少しお話させてもらいましたが、例えば事業を進める折に、事業ごとでいろいろ対応が違う部分はあるんですけど、一般的に事業を進めようと思いますとまず計画をつくる、事業化するという段階で地域の方の感触というか、お声も聞きたいというタイミングがありますし、もしそれを、じゃ事業化をそっちに向かうとなれば、次は私らの部でいくと物を作ることで、その作るための設計が必要と。じゃ、設計にかかるときに、またお声かけする、ご説明させてもらう。それができたらこういうものと説明させていただいて、工事に入るときにまた説明させてもらうと、段階段階で丁寧に説明させてもらわなあかんと考えておるんですけど、今回のところでその下準備的なところで、例えばこういう事業というか、こういうのをこうやっていきたいんだという方策を決めたときにですとか、あと、設計に入った折に、全くではないというところはあるんですが、その地域への入り方が少し十分ではなかった、丁寧ではなかったというところが現状に至っているのかなと考えています。

○ 石川善己委員

私も想像するところは、最初のボタンの掛け違いなんかなという気はします。地元にもっと最初にきちんと話してくれやんだというところで、意固地になっているところがある

んかなと、これは想像ですよ、するところです。

今回の案件は、そんなにすんなり消さんでもええのになというの個人적인思いがあるのと、今言われたことを今後いろんなところで事業をしていく中で生かしていってもらわんと、今回の教訓は生きてこないの、今回こういう理由で地元さんと最初のボタンの掛け違いから大きな溝ができていったんかなというところが、認識されておるのであれば、実際そうかどうか分からないですけど、今後生かしていただきたいなということだけお願いしたいなということで終わっておきます。

○ 竹野兼主委員

この件について関連なんですけど、一生懸命やってもらったというのはこの報告の部分で、結果がそういう形になってしまった。でも最終最後、石川委員が言われておったみたいに、結果がもう全てであり、本当にちゃんとしておったんかというふうに捉えかねやんというのが今の現状やと思っています。

特に事業計画の中で、例えば、自治会のほうからも2億円もかけるとか、その部分のところについては国庫補助金の部分のところで大きな補助がある。それは高齢者の、そしてまた障害者のためのエレベーターが設置されることで、どのような効果があるのかをぜひモデルとしてつくっていきたいという思いがあったはずが、説明できてなかったんではないかなというふうにもつい思ってしまうところがある。

簡単にこれ、落としてしまうということは、今、問題抱えているほかのところの案件もあって、じゃ、これも、その次、ここで案件が、金額を落とせるんやったら、あの案件ももう落とそうかとかというようなことが起こり得るとというのが物すごく心配になるところなんです。

そういう意味を含めると、この件について簡単に落とすよというような状況にはなかなか賛成しづらいというのが私の意見です。

石川委員の話の中には内容をただ落とすんじゃなくて、もう少し粘ってみてもええんじゃないかというような意見もちろっとありましたけど、それを実際に私はやらうべきではないかなと思うので、意見としては表明しておきたいと思います。

○ 川村幸康委員

一般質問で言ったみたいにやっぱり、議案上程するときいろんな行政手続なりルール

なり、ノウハウ持っていますやんか。それで出してくれますやんか。今度、下りていくときもやっぱりきちっとつくらなあかんって言ったのは、今、言うているようなことを踏まえて、私、言ったんさ。

例えば、もう賛成してもらえやんであかんのですわじゃなくて、そのどこがあかんて説明責任がなされてなかったのか。どこがあかんだんや。それと、もう一個は、そしたらもう平地にしたらええかというのはそうでもなくて、予算を削ったで、もう平になったでええということではなくて、やろうとしておったことを平にするのは平にしたらその次、どの木を植えるのやということやわ。もう一遍再チャレンジをしていくんなら、そのままでもええやろうし、いやこれは、こことこのやり方がまずかったので、そしたら松を植えようと思っておったけど杉にするのか、杉があかんのやったら何にするのかということまできちっとセットにして私は議会に説明するというのが行政には必要やなと思っておるんですよ。出してくるとき出してくて。あなたらもよく一般論でよう言うやんか。議決は重いとかさ。私らも自分らのプライドとかそなん、信頼も自分らの議決の重さも分かっているつもりでやっておる中で、私ははじめ当初は高いなと思ったけど、補助もつくでええかとか思ったり、それからやっぱりこれから高齢社会になっていくんやったら、やっぱりでも過剰かなとか、いろんなことを考えた中で賛成したんやさ。そうすると、そもそもそしたら下りていく段階で、ここの意見なんかを一つずつ一遍検証せなあかんわ。例えば何人かでこの2億円は大きいって、頭割りしたらすごいわな。市営住宅のそもそも論にも関わる話やわさ。税金使うてサービスするわけやでき、市営住宅を、住まいを。ある程度自立できたら、市営住宅、所得が増えたら出ていってもらおうという形もとっておる中で、福祉的な意味での市営住宅がありかどうかを含めて、増えてくる中で、そういうのをきちっと次のキャンバスに乗せて、それで減額ってするほうが俺はええと思う。そうでなかったらこれは悪しき例になるに。私はそう思うておるの。

だから行政のためにも、どちらかという、何か造ったと、行政の施策で。しかし時代の流れで壊さなならんようになってくるときもあるやんか。例えばよう考えて、北大谷斎場がそうやわ。私ら議員になるぐらいのときは、まだ家でほとんど葬式しておったわさ。それがもう田の字がないしさ、家も。仏壇とあれが大体縁側のこっち側にあって家で参りって祭壇組んでやっておった事情からと変わってきて、北大谷の今の稼働率を見るといつかは縮小するか、もしくは廃止も考えての視野もあるのかなと思うと、そのときの下り方としてまた要るんやわな、どう下りていくかという。それをせんと市役所としてはちょっ

と説明責任を果たしたことになるなと私は思っておるので、この間一般質問したんやわ。だから、もう一度そこは、これ、普通に行ったら3月まで行って執行できやんだらそのまま終わっていただけなんやわ。上程しておっても、私、北大谷の指定管理でやっておるでね一遍。あのときは取下げ、最後したけどな。3月議会で、1年間ずっと継続できて、だから別に手続的に行政にそれで汚点が残るわけではないけれども、ここはもうこのままにしておいて、一遍それから3月でもけじめで下ろしたいというなら、今の言うたような課題をクリアにして、それで下りてきなよ。次の目鼻、何の木を植えるのかを出してこんとまずないかなと、このまま行ってしまうと、もう消しゴムで消したでええやでは、ちょっと士気にも関わるなと思ったでな。

だから、議案上程する行政手続、ある程度ぎゅっとやられておるけど、下りていくことは初めてや。船乗りがざすっと下りるのはまずいぞ。ぐちゃっとするのは、何か手続をつくらんと、一つずつ階段を降りるみたいなものをな。飛び降りるみたいになっておるでさ。と思う、俺は。

○ 伊藤（勝）都市整備部理事

すみません。一般質問のときからこういうご指導いただいておった割に、今、そういうお話ができてなくて大変申し訳ないと思うんですけども、まず、三重市営住宅のエレベーターにつきましては、セーフティーネットとしての市営住宅ということで高齢者が居住しておると。そんな中で階段にやっぱり乗り降りに不安を感じているというところで、エレベーターの設置をというところを考えた中で進めてきました。

こちらにつきましては総合計画の策定の折にも、私、担当しておりましたのでよく覚えているんですけども、議論をさせていただいて、バリアフリー化ということに記載させていただいて、推進計画にも記載させて進めてきた事業です。ですので、皆様に何度もお諮りしながら進めてきた事業なので、基本的にはやめるつもりはありません。

ただ今回、部長申し上げたとおり、何とか説明をした中でなかなか理解が得られなかったということで本当に泣く泣くの断念ということで、そこまでは受けて取れやんということになるかも分かりませんが、今回はこの事業は社会資本整備総合交付金事業ということで防災安全の交付金だったと思うんですけど、2分の1の交付金を頂いているということで、ちょっと冒頭、市営住宅課長の説明にもあったとおり、その配分、まだ当然事業執行しないで補助金というか交付金をもらっているわけではないんですけども、配分

は頂いていると、その配分を戻さない限り国としてその分の事業費が浮いてしまうということになって、基本的に国というのは年間に2回ほど事業計画変更というのを行われるんですけれども、その中で例えば三重県にきた配分の額を一遍戻さないともう浮いてしまうような状態になると。それが多分今度2月に、私が国土交通省におったときに補助事業の関係をやっていたんですけれども、2月に戻すというような事業計画の変更があって、そのタイミングで今回戻さないで国のほうの交付金が宙に浮いてしまうような形になるということがあって、泣く泣く三重県とも相談して、本当は単費であれば、今、川村委員が言われた、竹野委員も言われた、荒木委員が言われたことが可能だとは思いますが、ちょっとそういうこともあって一旦交付金の関係で下ろさせていただいたというのが実情でございます。

川村委員から言われた下り方というところにつきましては、今すぐということはなかなか難しいんですけれども、来年度、今後まだ推進計画でお話があるか分かりませんが、長寿命化計画の策定というのを考えておきまして、そこでもう一回立ち返って、基本的にやっていく方向には変わらないんですけれども、検証をしていきたいというふうに思っておりますので、すみませんがもうしばらくその辺はお待ちいただくとありがたいなと思います。

○ 川村幸康委員

そしたら、交付金の制度の中でそれは返さなアカン手続ということなの。だけど、下手して2月には地元が折れて賛成するとなったらどうするの。

だから、俺が思うておるのやに、それは当てこすっておる交付金の理由づけだけであって、議案で議決で通した執行する権利と予算権限は1年間、この年度はあるはずなんやと思ってるの、俺は。それで議会は認めたんや。それなら最初から、この交付金はこうやで、それまでに至らんだらアカンていう説明がないしさ。そしたらやっぱり下りる手続の整備もせなアカンわ。未整備や。交付金やでという話とは違うと思ってるので、予算執行を認めたときは、この年度内で予算消化やで、3月31日まであるはずなんやさ。無理やったら債務負担を延ばして、巻き返りゃええという話の世界なんやで、だからそういう手続一遍、今すぐ言うてそれがどうかこうかで確認は取れへんやろう。交付金、それを2月に返さんたらペナルティーを食うの。それともどうなるのというのは分からへんやろう。もしよかったら、予算常任委員会の全体会に送って、予算全体会でその辺、今言うた下り

方もこうしますわと。こういう松というのを建てようと思うておったけど、これはもうちょっとよろしくないで、もうちょっと小さめの木にしますわとか、そういうものを一遍ちょっと、ある程度時間、余裕やるで考えてきて説明してよ。それでまた判断するわ。今のところやったら、何か知らん、がしゃんって、あかんだでほったれというような感じやで、まずいなと思って。

○ 竹野兼主委員

今、川村委員の言われるみたいに、やっぱりその全体会の部分のところではいろんな意見、その間に今言われた指摘された部分のところに対して、国の方向性とかというのはちょっと調べられる時間があれば。その中でちょっと議論をすべきやと私も思うので、よろしくお願ひしたいと思うんですけど。

○ 伴都市整備部長

すみません、ありがとうございます。

国の補助金交付金に関しましても、例えば繰越しをしてもう一年度というのも可能なタイミングでございます。ただ、今の時点から繰越しの手続というのはちょっとタイミング的という状態でもございますし、万が一これが交付内示いただいている中で、これを使えないようになってしまったときに、その分をじゃ、県内であれ、例えばもうちょっと広い範囲であれどこかでこれを消化していただくと思うと、やはりその時点で、例えば年末でそれを言われてもというタイミングがございますので、いろいろ県なりと調整してきた結果、市でいうこの議会が最終の判断のタイミングかなというので今回上げさせていただいております。というのが補助の関係でして、それとあと、川村委員からおっしゃっていただきました次のビジョンというか、次の考えを示して全体会でとお話しいただきました。じゃ、エレベーターをここに設置しようというのを、例えば、こういうところにこんなものを設置しますというのをじゃ、仮にですけど全体会ってなったときにそこで示せるというのは、少しまだちょっとお時間的に難しいです。ただ、理事申し上げましたように、これをやめるではなくて、エレベーター設置も含めた市営住宅の高齢化対策、これはいろいろ検討してやっていくという考えでおりますので、ただそれが、どこのものにどういうことをするかというのが、ちょっと今時間ない中で、ちょっと整理し切れなと思いますので、ちょっとそこのお示しはできませんが、補助金の扱いなんかは今のようなご説明に

なろうかと思えますけど、もう少し、もうちょっと手続的に詳しく説明をさせていただくということで考えております。

○ 川村幸康委員

一つは法務の関係一遍調べな。法務、法律、手続論、上ったときもあれば下ってくる手続も国やで、国だって県だって、例えば商工農水部のほうの土地区画整理補助事業なんかがあったときでも、つくと思っておったけどつかんだって行って市も減額しよることもあるわけや。お互いさまやで、そんなの理由にならへんって。そんなんいっぱい市だってされておるし、県だってしておるもん。つくと思っておったけどと行って、結局市が最後減額補正しておるよ。何回か俺、それを見てきたよ。道路でもそうやし、あれでもそうやし、つくと思っておったけど内示が漏れたとかってつかんだのが。それは俺ペナルティーはないと思うわ。そんな鵜飼いのように食べとって飲んだやつを全部飲まなあかんということないと思うし、それをまた次に流用したらええだけやで。それは全然法務的にも、それ、自治法的にもおかしいのと違うかなと思うよ。今の説明はな。だからそういうことをきちっと、そしたら、ここの条例とこの法務で、俺らに分かりやすく、そういうものを分かるようにしたものを出して。それで、それならそうやなということで納得いくでさ。あんたらだけの解釈は困る。

○ 伴都市整備部長

すみません、ありがとうございます。いろいろ法務上も調べさせていただいて、回答できるようにさせていただきます。

一つ、すみません。食べとって食わされたという感じじゃなくて……。

○ 川村幸康委員

俺の例えが悪いけどな。

○ 伴都市整備部長

食いたいと開けて、頂いたというところで、せっかく欲しいと言ってつけたところを執行せんてどういうことなんということ、なかなかこれが法的にじゃ、そういうことやったらどうなるというところまではないかとは思いますが、調べますけど、ただ実態として

やっぱり一旦つけたのを返されると、じゃ、次も本当に執行できるのみたいになると、なかなかひよっとすると次のつきが悪くなるという可能性も考えられるのかなと思いますけど、ただそこは何も証がないので、まず、おっしゃっていただいたその法的なところを整理させていただいて、ご説明できるようにさせていただきます。

○ 太田紀子委員長

ほかどうでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 伊藤昌志委員

関係資料002の12ページです。

都市公園の施設総合管理業務委託と13ページも含めてなんですけど、公園のこれ、毎年やられる内容は分かるんですが、管理業務委託となっていますけど、これって内容を少しお伺いしたいんですが、現状把握、例えばを挙げるとすごく珍しいパターンなんですけど、例えば中里公園で駐禁なのに車を止められてすごい利用されておるって昔からって言って、何か地元の方が言ってみえて、これがちょっと私、現場へ行ったんですけど夜しか見に行けなかったもので、実際使われているところ見てないんですけど、そんな声が地元の方から聞こえてきて、そういう現状の利用の状況把握というのはこの方たちからは吸い上げがされているのか、もう理事者のほうで見ている範囲なのか、ちょっと教えていただけませんか。

○ 山田都市整備部参事兼公園緑政課長

公園緑政課、山田でございます。

我々担当職員が行く部分と、この管理委託で報告がある部分と様々でございます。今、中里緑地の件も私ちょっと把握できていないんですけども、様々報告はいただいております。抜けておるところも当然あると思います。

以上でございます。

○ 伊藤昌志委員

予算に関してももちろん何も言うところはないんですが、併せてちょっと情報として、そういうちょっと小耳に挟むことが幾つかあって、それ、いつも逐次何か連絡するのも申し

訳ないなと思っているようなことが結構あるものですから、ぜひ、管理のほう併せて、こちらから吸い上げるのもすごくいいんじゃないかなと思っています。ちょっと意見になってしまいますけど、合わせてもう一つ関連して、15ページの自転車の管理清掃業務委託に関しても、いつもやっていただいている方、結構似ている、同じ方が多いと思うので、皆さんにも連絡が行っているかとは思いますが、富田駅や塩浜駅なんかは長くいろんなことを結構いつもお聞きするんです。以前やと塩浜駅なんかふん害がすごくて、それ、きれいにしていただいた経緯があるんですが、その辺り、うまくこの管理業務の中で吸い上げができるかと効率がいいなと思ったので、参考までにちょっと記録、残させていただきます。よろしくをお願いします。

○ 太田紀子委員長

今のは意見でよろしいでしょうか。

分かりました。

ほか、よろしいでしょうか。

○ 石川善己委員

近いところで確認だけ、16ページの駅前公衆便所の清掃業務委託、清潔に保つことと、それから消耗品の補充を委託すると、清潔に保つというのは清掃業務ですよ。

○ 山口道路管理課長

道路管理課、山口でございます。

そのとおりでございます。清掃を含めてやっております。

○ 石川善己委員

清掃を含めてというか、前も言ったんですけど、この時期、冬場になるとホームレスの方がトイレの中にたむろしておるとか、ここで寝泊まりしておるといふ相談を以前にももらっておるんですよ。そういった人がもし行ったときの排除も業務内容に入っておるといふ理解でいいです。

○ 山口道路管理課長

そこまでは入ってはございません。ただ、その情報を入れれば私どものほうで対応するという形をとってございます。

○ 石川善己委員

大体毎年この時期、冬場11、12月から2月ぐらいまでってよく相談をもらうんです。もうトイレを使おうと思って行ったけど、ホームレスみたいな人がそこで寝ておるでトイレが使えやんだとかね。だから、ある程度清掃業務を担っていただいております方にも巡回というか、チェックしてもらって必要があればしかるべきところ、駐在さんになるのかも分からんし、市の部局かも分からんですけど、そういったところもきちんとお願いをしておいていただけるといいなというだけお願いしておきたいと思います。

○ 山口道路管理課長

道路管理課、山口でございます。

その意見を聞いて、今後どういうふうな対応できるのか考えていきたいと思っております。

○ 太田紀子委員長

ほかにはいかがでしょうか。

○ 川村幸康委員

自転車の駐輪場、駅周辺って書いてあるんですけど、最近、川島駅もメリノールが男女共用になってから相当自転車が増えて、もうあそこの自転車置場では足らんぐらいになってきておるので、活用できそうなところもあるんで、スペースも、近鉄と一遍相談して行政側が投げかけるか、メリノール側と相談して一遍整備してやったらどうかなと思って。結構自転車の被害が多いみたいやで、パンクさせられたりなんか、もう置くところもないで、それはあその前に置いてあるだけやで、だから一遍本格的な整備は川島駅も、南側じゃなくて北側をしてやってほしいなと思って。

○ 伴都市整備部長

以前にもそういうご報告いただきましたので、早速その時点で学校ともお話しさせていただいて現地を確認させていただいております。やはりそういう状況、見受けられますの

で、すぐどうのこうのというところはちょっと難しい面もあろうかと思いますが、ほかの駅前も含めまして、必要な機能とかは、駐輪場とか私どもでいって整備やら考えていきたいと思いますので、その中の一つとして。

○ 川村幸康委員

お願いします。

○ 伴都市整備部長

ありがとうございます。

○ 川村幸康委員

10倍ぐらいになっておるで、前は五、六台しかなかったのが、50台以上はあると思うわ。あの前だけで、結構置いてある。多いとき。

○ 山口道路管理課長

道路管理課、山口でございます。

そういうのをお聞きして、駅前の整備も南側と北側のほうにも整備するように今年度から取り組んでいるところでございます。

○ 川村幸康委員

お願いします。

○ 太田紀子委員長

ほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

(発言する者あり)

○ 太田紀子委員長

20分まで休憩をお願いします。

14 : 04 休憩

14 : 20 再開

○ 太田紀子委員長

それでは、再開させていただきます。

どうしましょう。採決は行わない、行うという部分で。

○ 川村幸康委員

議決したことですし、これは、それやで議員全員で議決したことでもあるので、採決を取らずに、予算常任委員会全体会でもう一度一緒の場所で皆さんと議論したらどうかと思います。採決せずに行っていただければ、みんなの総意が取れるなら、異論がなければ。

○ 太田紀子委員長

皆さんいかがでしょうか。

○ 石川善己委員

川村さんおっしゃってみえるのは、これ、議案全部を採決取らずに、この部分だけではなくてという……。

○ 川村幸康委員

この部分だけ。

○ 石川善己委員

ここを除いた部分は採決を取るということですね。

○ 川村幸康委員

取る。

○ 石川善己委員

分かりました。

○ 太田紀子委員長

よろしいでしょうか。分科会で、採決しないことに決するということよろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員

それを除いて。

○ 太田紀子委員長

ここの部分のみね。

そうしましたら、すみません。議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第8項住宅費については、全体会に送ると、審査に送るということよろしいですね。

（異議なし）

○ 太田紀子委員長

はい、ありがとうございます。

それでは続いて、先ほど除いた部分の採決を行いますので。

議案第44号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第3条の債務負担行為の補正部分に関しての簡易採決を行います。

原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

なし。

○ 竹野兼主委員

ちょっと待って。その送る理由というのを、今、言われたので、確認してください。

○ 太田紀子委員長

送る理由としては、一旦議決した件を覆すということに対して、私たちだけでなく全議員として議決をしましたので全体会で決すべきという、そういう理由でよろしいでしょうか。

○ 石川善己委員

事務局、上手にまとめたって。

○ 川村幸康委員

それと同時に委員長、説明できるような……。

○ 太田紀子委員長

そうそう。

○ 川村幸康委員

手続の準備の、それも併せて全体会までに用意していただく……。

○ 太田紀子委員長

私らは、ある程度の説明を聞きましたけど、ほかの議員に対してこうだからやめる、だからこうだからもしかしてもう少し持ちこたえるとおかしいけど、債務負担行為にできないよという理由もきちんと述べて決めてもらわんとあかんのやね。内容的に。

○ 竹野兼主委員

委員長の差配でいいんです。いいと思うんですけど、この項目については全体会に送られるので、分科会質疑の部分を除いてください。しっかりとやっていただきたいと思いません。

○ 太田紀子委員長

分かりました。

○ 石川善己委員

全体会送りって3項目のうちのどれかに当てやなあかんのですよね。

○ 竹野兼主委員

だから理由やろ。

○ 石川善己委員

そこ、附帯を視野に入れてというところだけ、ここで記録を残しておかなあかんのかなと思って。他部局に係るわけではないし、該当するとしたら附帯を視野にぐらいしかないのでかなと思うんですけど。

○ 太田紀子委員長

附帯とは全部。

○ 石川善己委員

他部局に関わるか……。

○ 太田紀子委員長

もう一つあった。

○ 石川善己委員

修正か。

○ 竹野兼主委員

修正の可能性があるという意味合いがある。

○ 石川善己委員

修正の可能性があるということで、ということで合意が得られたら、その理由で上げるというところですね。

○ 太田紀子委員長

附帯ではないもんね。

○ 石川善己委員

じゃ、修正を視野に入れて全体会で議論をするという理由で上げるということでいいですか。

○ 竹野兼主委員

それが一番いいと思います。

○ 太田紀子委員長

ほかによろしいでしょうか。

○ 伊藤（勝）都市整備部理事

すみません。先ほど委員長のほうから、住宅費を除くということなんですけれども、住宅費でいきますと、先ほどの市営住宅の整備事業のほかに住み替え支援促進事業補助金というのが入っていますので、そこはそこも合わせて除く、除くというか入らないということではよろしいですか。可決のほうになったということで。

○ 川村幸康委員

その減額のところの分以外は全部賛成や。

○ 石川善己委員

市営住宅整備事業費を除くという。

○ 竹野兼主委員

もう一遍取る。記録に残さなあかん。

○ 太田紀子委員長

市営住宅整備事業費を除くという。

議案第44号の令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、市営住宅事業費用を除く部分。

○ 石川善己委員

取り直さないと記録が。

○ 太田紀子委員長

市営住宅整備事業費を除く部分について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第8項住宅費のうち市営住宅整備事業費を除く部分、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伴都市整備部長

すみません、少し確認させていただきたいんですけど、全体会の場でお話しさせてもら

う内容としまして、先ほど少しお答えさせていただいた交付金、補助金のところのこうな
った場合のどういう手続になっていくというその法的整理のところを具体的に説明させてい
ただくというところで、次の計画というか、次のビジョンみたいなところは、さっき申し
上げましたように、そのタイミングでちょっとお示しはできないというところでご理解い
ただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 太田紀子委員長

話ができる範囲のところまで。

○ 竹野兼主委員

今、部長が言われるみたいに、当然、そういう質問、質疑が出てくるとは思うんだけど、
今、石川委員、川村委員もみんな言われているように、諦めているわけではない、総合計
画の中にもうたわれている、高齢者のための今後の四日市市の市営住宅の事業がどのよう
な形になるのかというのを、大きな視点で話をしてもらいたいかなと思うので、そ
ういう形でやってもらえれば、委員会としても問題ないというふうに思うんですけど、と
思います。

○ 太田紀子委員長

ほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

では、次に進めさせていただきます。

議案第64号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

議案第65号 四日市市開発許可等に関する条例の一部改正について

議案第68号 土地の取得について

議案第69号 工事請負契約の締結について―垂坂1号線ほか1線道路改良工事―

議案第75号 市道路線の認定について

○ 太田紀子委員長

それでは、これより都市・環境常任委員会として、議案第64号四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、議案第65号四日市市開発許可等に関する条例の一部改正について、議案第68号土地の取得について、議案第69号工事請負契約の締結について一垂坂坂1号線ほか1線道路改良工事一、議案第75号市道路線の認定についての審査を行います。

それでは、一括して資料の説明を求めます。

○ 伊藤（利）都市整備部参事兼建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、タブレットのほう、都市・環境常任委員会、分科会に戻っていただいて、104、提出議案参考資料をお願いします。よろしいでしょうか。

私のほうからは、議案第64号四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について説明させていただきます。すみません。失礼しました。

17ページをお願いします。よろしいでしょうか。失礼しました。

議案第64号四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について説明させていただきます。

改正の背景としまして、都市の低炭素化の促進に関する法律と、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、この二つの法律の施行規則及び告示の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定や建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び表示認定における認定申請単位が変更されるために、所要の改正を行うものです。

そもそもこれら二つの法の改正目的としまして、国が2050年にカーボンニュートラルの実現に向けた対策として住宅建築物についてZEH/ZEBの水準の省エネ性能を確保することを目指しており、今回の改正で認定基準がZEH/ZEBの水準に引き上げられました。また、ZEH/ZEBとは建物全体で省エネ性能を確保するもので、部分的という考え方ではないため、その取組に整合させるために部分的な認定申請単位が廃止となりました。

認定申請単位の改正概要は中央の図で示してあるとおおり、これはちょっと分かりにくいんですけども、共同住宅の断面をイメージして模式図として示してございます。共同住

宅等について認定申請の単位は、これまで3通り、図のように、建物全体、共用部分を除いた住戸部分、また、住戸部分の部分的な特定の一部の住戸という3通りの認定申請の方法がありました。今回の改正により、特定の住戸のみの部分的な認定は廃止となりました。

また、複合建築物についてですが、複合建築物とは、住宅の用途とそれ以外の用途が複合している建築物で、例としては1階にテナントとして非住宅である店舗や事務所などがあり、その上がマンションとなっているような建物をイメージいただけたらと思います。複合建築物についても、共同住宅部分の特定の住戸だけを部分的に認定を受けることは廃止となり、さらに、従来の複合建築物全体の認定に加え、新たに住戸部分全体、テナント部分である非住宅全体の認定が可能となりました。

これらの認定申請単位が変更となることに対応するため、手数料条例を改正するもので、改正内容としましては、手数料を示す別表の中の共同住宅等の認定申請の単位を、申請戸数から総戸数に変更すること。また、議案書にもありますように、別表の備考欄、こちらで複合建築物の認定申請単位に応じた記載の整理を行うもので、認定基準が引き上げられたものの審査時間には影響ないため、住宅の戸数や面積に応じた手数料の額に変更はございません。

説明は以上でございます。

○ 山本開発審査課長

開発審査課の山本でございます。

私からは四日市市開発許可等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

資料は今のページの次のページ、18ページをご覧ください。

それで市街化調整区域のことなんですけれども、市街化調整区域というのは市街化を抑制すべき区域として定められた区域ではあるんですけれども、市街化調整区域にある既存集落の定住人口を確保し、コミュニティーを維持することを目的に、人口減少が著しい地区にある既存集落を第1種指定既存集落として指定し、一戸建て専用住宅の建築を認めております。この地区の指定に当たっては、国勢調査ごとの実施ごとに見直すこととしておりまして、このたび令和2年の国勢調査の結果が公表されましたので、人口動態等を整理して見直しを行うものです。なお人口動態については、地区ごとに人口増減率を算出しています。

改正の内容といたしましては、人口減少率が今後10年の四日市市における人口予測のおおむねの減少率である3%以上の地区を抽出した結果に基づいて、現行の対象地区、小山田地区、神前地区、県地区、水沢地区、保々地区に、桜地区、楠地区を追加するものです。なお、条例上は町名を記載することにしてあります。

また、施行日については周知の期間を考慮して、令和5年4月1日としています。なお、この条例が、前は、平成31年に改正を行っております。

説明は以上です。

○ 山田都市整備部参事兼公園緑政課長

公園緑政課、山田でございます。

ページ少し飛びまして、21ページをお願いいたします。

議案第68号土地の取得についてでございます。

坂部が丘団地内公園ストック再編事業における新設の街区公園整備のための土地を取得するものでございます。1番下に位置図を示しておりますが、斜線部分が取得予定地でございます。取得予定地は、坂部が丘3丁目1番17号のほか6筆の買収を行うものでございます。買収面積は5743.82㎡、取得価格は1億2923万5950円でございます。㎡当たり単価は2万2500円となっております。

今後のスケジュールでございます。今年度は用地取得後、造成工の一部に取りかかりたいと思っております。公園全体の完成は令和7年度を予定しております。

説明は以上でございます。

○ 蟹江道路建設課長

道路建設課、蟹江でございます。よろしくをお願いいたします。

私からは議案第69号の工事請負契約の締結についてご説明いたします。

タブレットはそのまま、提出議案参考資料の22ページをお願いいたします。

垂坂1号線ほか1線道路改良工事についてです。こちらの工事はハイテク工業団地周辺の渋滞緩和や、生活道路への通過交通の流入対策を図るため、主要地方道四日市鈴鹿環状線から国道1号北勢バイパスを結ぶ新設道路を整備する工事であります。

工事概要としましては施工延長が336m、標準道路幅員が3.5mから11m、道路土工として切土・盛土、擁壁工90m、ボックスカルバート工101mを施工するものであります。

契約金額は2億6118万4000円、契約の相手方は聖建工株式会社でございます。

契約期間は令和6年1月31日までとし、入札方法は一般競争入札、総合評価方式簡易型で行っています。

また、資料下には工事のスケジュールを示させていただいており、道路土工として切土・盛土の施工、それからボックスカルバート、擁壁工の施工を予定しています。

次に、資料23ページをご覧ください。

今回の工事の平面図を添付させていただいています。図面の左上が、国道1号の北勢バイパスの垂坂町交差点、それから右下が主要地方道四日市鈴鹿環状線となります。北勢バイパスの垂坂町交差点の上側、ちょっと図面では切れておりますが、上側につきましては四日市市クリーンセンターやハイテク工業団地方面となります。

工事としましては、山林を切り盛りしながら、切土で発生した土を盛土で活用しながら行う道路工事となります。

説明は以上です。

○ 山口道路管理課長

道路管理課、山口でございます。

一つタブレット戻っていただきまして、今日の会議、都市・環境常任委員会、分科会、103、議案書、191ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。191ページです。よろしいでしょうか。

議案第75号市道路線の認定についてです。

道路法第8条第2項に基づき議決いただくものでございます。

整理番号1番富士27号線から6番川北62号線は開発の帰属によるものでございます。場所については193ページから201ページに示しております。

私からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

以上で、説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

お願いします。まず64号ですが、なかなか難しい内容で理解するのが少し時間がかかりましたけれども、要はいわゆるエコ住宅で補助金を受けるための申請をする中の共同住宅等の認定について、この図にあるような現行の3種類の中の1番右側、これがもう廃止をされるということですね。そういうことでよかったですか。よろしいですね。そういう理解で。

○ 伊藤（利）都市整備部参事兼建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。

そのとおりでございます。

○ 荒木美幸委員

そして、そうすることによって、これは少し基準が厳しくなるという理解をしてもいいんですか。厳しくなるというか、現実的にということなのかも分かりませんが。

○ 伊藤（利）都市整備部参事兼建築指導課長

こうすることによってというよりも、今回の法改正の中で、もともと基準がこれよりも省エネ性能が緩かったというか、さらに、Z E H / Z E Bといわれる水準まで、いわゆる省エネ性能を上回るように改正されたという内容で、なおかつZ E H / Z E Bというのはもともと建物単位なので、住戸だけをそういう性能を上げるという考え方ではないので、そこをZ E H / Z E Bの考え方に整合するために法が改正されたという理解でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。理解しました。

実際に、こういう、いわゆる共同住宅で、そういうので申請をされた件数というのは、市内で何件ぐらいですか。

○ 伊藤（利）都市整備部参事兼建築指導課長

建築指導課、伊藤です。

残念ながら共同住宅という形での認定申請は、これまで0件でございます。

○ 荒木美幸委員

そうするとやはり一般住宅のほうが多いということですよ。当然多いですよ。ありがとうございます。

関連して一般住宅のいわゆるZEHの住宅の補助金が、新聞報道でもありましたように国の予算がもうなくなってしまって、そして申請したけど間に合わなかったと、国が慌てつけてきたんだけど、そのはざまの方たちが補助金を受けられなくてということで問題になっていたということで、四日市はそういう方たちというのはいらっしゃるのかいらっしゃらないのか、教えてください。

○ 伊藤（利）都市整備部参事兼建築指導課長

建築指導課、伊藤です。

まず、申請ができなかったかどうかというのが、正直、申請自体が具体的にその方がどうだったかというのが、いわゆる出されてないので分からないんですけど、ただ、国のもともと予算が足りなくなってしまった事業としましては、こどもみらい住宅支援事業といたしまして、これは予算が尽きてしまって、新聞にも報道されていたんですけど、これ自体は建築業者さんを通じて申請するもので、この認定申請という形で市に出されるものではないというのがまず大前提なのと、この補助金を利用する方についても、もともと低炭素に限らず省エネに絡む認定制度がもう一つございまして、低炭素と省エネ法の認定と、また長期優良住宅認定申請というのがございまして、全部、今回の10月1日の改正で、ZEH基準といういわゆる省エネ制度のかなり厳しいというか、省エネ性能に優れた基準のものに全部統一された、それに対して国が同じように一戸当たり100万円の補助金を準備したというもので、それについても全て事業者が国に申請するというもので、事業者がいわゆる補助金を得てそれを建設費から差引くというような制度になっていまして、具体的に我々のいわゆる窓口レベルで、その件数というのはちょっとつかめてない状況になります。

○ 荒木美幸委員

分かりました。ありがとうございます。

続けていいですか。

○ 太田紀子委員長

はい、続けてどうぞ。

○ 荒木美幸委員

65号でお聞きをします。

今回のこの一部改正内容は理解しています。国勢調査ですので、これ、5年に1回でよかったですね。5年に1回ですよ。この条例が施行されて、現森市長が提案された内容だったと思うんですけども、実際これ、成果って上がっているんでしょうか。それぞれの地域でそういった住宅というのが増えて、コミュニティーを確保するということにつながっているのかどうか。当局の成果をどう感じているかということをお聞かせいただければと思います。

○ 山本開発審査課長

開発審査課の山本でございます。

今までに申請のあった、これ平成28年度から制度をつくっているんですけども、平成28年度から令和3年度までのこの条例を用いて許可していったものが、合計で344件ございますので、一定の効果はあったかなとは思っておりますが、これが、これでコミュニティーが守られているかどうかというところはちょっとまだ検証しておりません。

○ 荒木美幸委員

分かりました。ありがとうございます。

少しこれ、お声を聞いたんですけども、お孫さんの世代というのは対象にならないんですか。すみません、細かいルールがちょっとよく分かっていないんですが。

○ 山本開発審査課長

開発審査課、山本です。

これは一戸建て専用住宅、第三者の一戸建て専用住宅を建てられるようにした制度でございますので、お孫さんであろうが……。

○ 荒木美幸委員

大丈夫なんですね。

○ 山本開発審査課長

第三者であろうが、基本的には市街化区域に建てられる土地を持っていない方は建てられるという制度でございます。

○ 竹野兼主委員

調整区域に。

○ 荒木美幸委員

調整区域に……。

○ 竹野兼主委員

調整区域に家を建てたいという人がおれば、その区域やったら建てられるということ。

○ 石川善己委員

建てられるスペースがあれば建てられる。

○ 荒木美幸委員

あればということですね。分かりました。ありがとうございました。すみません、ちょっとそこ理解しました。

○ 太田紀子委員長

ほか、よろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

○ 太田紀子委員長

ほかの方もよろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑もありませんので、これにて討論に移ります。討論のある委員の方は挙手にてご発言をお願いいたします。

討論、よろしいですか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

別段討論もないようですので、これにて一括して採決を行いたいと思います。

議案第64号四日市市建築基準法等関係手数料の条例の一部改正について、議案第65号四日市市開発許可等に関する条例の一部改正について、議案第68号土地の取得について、議案第69号工事請負契約の締結について一垂坂1号線ほか1線道路改良工事一、議案第75号市道路線の認定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第64号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、議案第65号 四日市市開発許可等に関する条例の一部改正について、議案第68号 土地の取得について、議案第69号 工事請け負契約の締結について一垂坂1号線ほか1線道路改良工事、議案第75号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 太田紀子委員長

以上で、議案第64号四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正についてほか4件の審査を終了いたします。

それでは、理事者の入替えがありますので、委員の方はしばらくお待ちください。

よろしいでしょうか。じゃ、始めさせていただきます。

次に、令和4年度第2回四日市市営住宅入居者選考委員会が開催されたとのことでありますので、報告を受けたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課の大本でございます。

資料のほうにつきましては、タブレット今日の会議、都市・環境常任委員会、分科会、002、都市整備部関係資料のほうでお願いいたします。ページにつきましては21ページでございます。いいでしょうか。

では、令和4年10月20日に開催されました令和4年度第2回四日市市営住宅入居者選考委員会についてでございます。

議題の一つ目につきましては、令和4年度第2回定期募集に関わります応募者の選考及び抽せん会についてでございます。

今回の応募倍率は募集戸数21戸に対しまして、全体としましては68世帯の方の応募がございました。倍率としましては3.2倍でございます。

今回の特徴といたしましては、募集しました大瀬古新町の市営住宅については、こちらは1DKタイプとなっておりますので、単身の方のお申込みを可とさせていただいております。そのためこちらにつきましても、多くの高齢者の単身の方のお申込みとなっております。前田町を含めまして倍率が高くなってございます。

次に、22ページをご覧ください。

議題の二つ目でございます。随時受付団地の入居状況でございます。

表に示させていただいたのは、前回報告しました5月末現在から9月末までの入居状況でございます。この間の申込み件数につきましては12件お申込みいただき、辞退としては4件、入居件数としては14件となっておりまして、9月末現在のお待ちいただいている

状況が21件となっております。また、当日の質疑につきましては、22ページの議題3として記載のとおりでございます。

なお選考委員会終了後に、今回募集しました三重市営住宅と大瀬古新町市営住宅のお部屋について、選考委員の方に視察をしていただきました。

所管事務調査の報告については、以上でございます。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

別段ご質疑もありませんので、本件はこの程度といたします。

次に、四日市市空家等対策計画素案の概要についてほか2件について、ご報告を受けたと思います。

それでは、一括して資料の説明をお願いいたします。

○ 鈴木都市計画課長

都市計画課の鈴木です。よろしくをお願いいたします。

資料は同じ002、都市整備部関係資料のページをめくっていただきまして、23ページ以降となります。まずは24ページをご覧ください。

今回、報告をさせていただきますのは、四日市市空家等対策計画素案の概要、それから四日市市地域公共交通計画素案の概要、それと四日市あすなろう鉄道の運輸実績、こちらにつきましては、今年度の第2四半期までのものと、この3点となります。

この空家等対策計画と地域公共交通計画に関しましては、さきの8月定例会議会のほうで当委員会におきまして、計画の位置づけ等を報告させていただいております。本日は、年明けに市民へのパブリックコメントを予定しているこの両計画の素案について報告をさ

せていただきます。

まず、一つ目の四日市市空家等対策計画素案の概要について報告させていただきます。タブレットのほうは、25ページをご覧ください。

資料としまして、計画素案の概要につきまして、この25ページから28ページまでの4ページにまとめております。また、計画の素案につきましては、35ページから74ページのほうに参考資料として添付させていただいております。

それではまず、25ページの第1章、四日市市空家等対策計画の目的と位置づけをご覧ください。1—1計画の目的、それから1—2計画の位置づけですが、こちらの記載内容につきましては、前回の8月定例会議会都市・環境常任委員会にてご説明のほうをさせていただいておりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、ページの最下段にあります1—3計画期間をご覧ください。

本計画は、四日市市住生活基本計画と関連深いことから、計画期間を合わせ令和5年度から令和11年度の7年間としております。

次に、26ページの第2章、本市の現状と課題をご覧ください。

本市の空き家等の現状としまして、令和2年度に実施した空き家等の実態調査では、市内で3146件の一戸建ての空き家等を確認しております。また、これらの中には将来的に倒壊など、危険度が高いものが確認されている状況となっております。こうした現状を踏まえ空き家等に対する課題について、表の左側に着色した部分の視点に記載のありますように、①空き家等の適切な管理、②としまして管理不全な空き家等、それから③としまして空き家等の利活用の三つに分けて整理しております。

次に、27ページの第3章、空き家等対策の基本的な方針、3—1対象とする空き家等の種類をご覧ください。

本計画での対象とする空き家等とは、空家特措法に規定する空き家等のほか、本市では、長屋及び共同住宅の空き家住戸を対象としております。この空家特措法における空き家等とは、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地のことを言います。

3—2空き家等対策の対象地区につきましては、市内全域としております。

また、3—4、空き家等対策の基本的な方針をご覧ください。先ほどの課題を基に、空き家等の対策の基本的な方針を記載しております。

まず、①空き家等の適切な管理の促進に関する方針につきましては、空き家等がもたら

す影響について市民や所有者などの理解を図るとともに、空き家などに関する相談先などの必要な情報について周知・啓発するなど、空き家などの発生抑制と適切な管理を進めるための対策を行います。

次に、②管理不全な空き家等の解消に関する方針につきましては、所有者などに対し、適切な管理や除却を促すための指導啓発を行っていきます。また、適切な管理が行われなまま改善が見られない空き家等については、周辺への影響や危険の切迫性などを考慮の上、特定空き家などの認定を行い、空家特措法に基づく措置を適切に行ってまいります。

なお、特定空き家等とは、27ページの一番下にお示ししておりますとおり、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態など、四つの状態のいずれかに当たるものを言います。

次に、③空き家等の利活用の促進に関する方針につきましては、空き家等となっている時期が長期化するほど建物の老朽化が進み、利活用ができない状態となるため、資産価値のあるうちに賃貸や売却を行うなど、利活用を促進するための啓発や支援、情報提供を行います。

次に、28ページの第4章、具体的な施策をご覧ください。

先ほどの各方針に基づき、表に記載のとおり具体的な施策を示しております。

①空き家等の適切な管理を進めるに当たっての具体的な施策につきましては、パンフレットや市ホームページなどを活用した周知や啓発を行うとともに、空き家相談会の開催などにより、空き家などの所有者等に対し適切な管理を促していきます。

次に、②管理不全な空き家等の解消に向けた具体的な施策につきましては、管理不全な空き家等に対して改善指導を行うほか、改善が見られない空き家等に対しては特定空き家などの認定による指導などを実施していきます。指導を実施した上で改善されない場合は、勧告、命令といった、空家特措法による法的措置を実施し、命令が履行されない場合については行政代執行により危険を解消していきます。

次に、③空き家等の利活用に関する具体的な施策につきましては、空き家・空き地バンクにより住宅市場への流通促進を図るほか、住み替え支援制度の活用などにより、空き家等への住替えを促進していきます。

次に、2番、今後のスケジュールをご覧ください。

計画策定に当たってのスケジュールですが、令和4年度中の策定に向けて作業を進めており、令和5年1月6日から2月6日までの間、素案のパブリックコメントを実施する予

定です。また、パブリックコメント実施後、その意見などを整理した上で最終案を作成し、令和5年2月定例月議会の本委員会にて最終案の報告をさせていただき予定としております。その後、今年度中に計画を策定し、令和5年4月より計画に基づく取組を実施していく予定としております。

1番の四日市市空家等対策計画素案についての説明は、以上となります。

続きまして、二つ目の2番、四日市市地域公共交通計画素案の概要について報告させていただきます。

次ページ、29ページをご覧ください。

資料として当計画素案の概要につきましては、先ほどと同様32ページまでの4ページにまとめております。また、計画の素案につきましては、75ページから163ページに参考資料として添付させていただいております。

それでは、29ページの(1)、四日市市地域公共交通網形成計画及び四日市市地域公共交通計画についてをご覧ください。

こちらは、前回の8月定例月議会都市・環境常任委員会で説明をさせていただきました内容となりますが、地域公共交通網形成計画から地域公共交通計画へ移行する経緯や、地域公共交通計画を策定するに当たっての考え方などを記載しております。

既に、8月定例月議会でご説明をさせていただいておりますので、こちらの部分については、割愛させていただきます。

次ページ、30ページの(2)四日市市地域公共交通計画素案についてをご覧ください。

まず、①計画の目的・計画期間についてですが、目的としましては、令和2年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われ、地域公共交通計画の策定に当たっては従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源についても計画に位置づけることが努力義務となりました。そのため、この計画は法改正に対応させ、四日市市都市総合交通戦略の公共交通に関する部分を反映しながら、ソフト施策を充実し、地域公共交通の維持、活性化に取り組むに当たり、市民が住みよいまちづくりを支援するものとしております。

また、計画期間は来年度から令和14年度までの10年間としており、計画開始のおおむね5年後の中間目標を設定するとともに、施策の進捗状況に合わせておおむね3年ごとに施策の見直しを行う予定です。

続いて、②将来公共交通ネットワークのイメージについてご説明させていただきます。

こちらのページ、下段にありますこちらの図は、将来の公共交通ネットワークのイメージ図であり、現在の中心市街地を中心に設定されている鉄道・バス網を維持するとともに、近隣の市街地や、都市間幹線、市内幹線への移動手段を確保することとしております。

続いて、31ページの③計画の目標についてご説明させていただきます。

計画では、三つの基本方針と五つの目標を設定しております。

基本方針1、「誰もが使いやすい交通手段が整い、次々と新しい人が訪れ、新たな出会いが生まれるまち」を支える公共交通の維持、活性化では、二つの目標を設定しております。

まず、目標①公共交通利用の促進では、鉄道・バス・タクシーの年間利用者数を指標とし、目標値は、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度の数値としております。

次に、目標②中心市街地への公共交通への来訪促進では、中心市街地における1日当たりの公共交通利用者数を指標とし、目標値は、目標①と同様に、コロナウイルス流行前の令和元年度の数値としております。

続いて、基本方針2、便利で安心して活用できる持続可能な地域公共交通網の構築につきましても、二つの目標を設定しております。

目標③市内の公共交通ネットワークの確保では、基幹的公共交通の徒歩圏人口カバー率を指標とし、総合計画との整合を図る形で目標値を設定しました。なお、基幹的公共交通の徒歩圏とは、直線距離で鉄道駅から800m、1日30本以上のバス停から300m以内のことを指しております。

次に、目標④運輸部門の低炭素化の促進では、運輸部門における四日市市域の二酸化炭素総排出量を指標とし、こちらは関連計画である環境計画との整合を図る形で目標値を設定しております。

続いて基本方針3、日常生活の中で地域公共交通を利用したくなるサービスの提供と雰囲気づくりでは、目標⑤地域公共交通に対する市民満足度の向上を設定しております。この目標では、市内の公共交通に対する満足度とし、市政アンケートの公共交通に関する設問について、不満足度の割合を低下させることを目標としております。

32ページの施策一覧をご覧ください。

先ほど説明しました目標を達成するために実施する施策について、ご説明させていただきます。

多くの施策は、現計画である網形成計画から継承、継続して実施を行う予定としており

ますが、近年の社会情勢や本市を取り巻く状況に合わせ、新たな施策を位置づけておりますので、抜粋してご紹介させていただきます。

基本方針1では、施策番号②四日市バスターミナルの整備や、バスタ整備の効果として期待できる施策番号③高速バスの活性化、施策番号④バス路線網の拡充などを新たな施策として位置づけております。また、中央通り再編に合わせた取組として、施策番号⑤自動運転の導入に向けた取組推進、施策番号⑥パーソナルモビリティの導入に向けた取組推進についても、新規施策として位置づけております。

基本方針2では、令和3年10月から運行を開始しましたデマンドタクシーに関して、施策番号14、市街化調整区域の公共交通不便地域におけるデマンドタクシーなどの運行や、令和2年度に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、多様な輸送資源の位置づけが必要になったことから、施策番号⑮多様な輸送資源の活用検討を位置づけております。

基本方針3では、施策番号30、MaaSの活用や、ウイズコロナ、ポストコロナに向け、施策番号34、感染症対策を新たに位置づけております。

最後に⑤今後のスケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。

令和4年度中の策定に向けて作業を進めており、令和5年1月6日から2月6日までの間、素案のパブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメント実施後、その意見などを整理した上で、最終案を作成し、四日市市地域公共交通活性化協議会に諮った後、令和5年2月定例会議の本委員会にて最終案の報告をさせていただく予定としております。その後、国土交通大臣に届出を行い、来年度から計画に基づく取組を実施していく予定です。2番の四日市市地域公共交通計画素案の概要についての説明は以上となります。

それでは最後に、3番、四日市あすなろう鉄道の運輸実績についてです。こちらにつきましては、33ページとなります。

まず、こちらにつきましては、令和4年度の第2四半期までのものとなりますが、33ページは輸送人員、34ページは旅客運輸収入につきまして整理をしております。33ページのほうでは輸送人員を示しており、表の上段は、左から、定期外、通勤定期、表の下段は左から、通学定期、その合計として、それぞれ令和4年度、令和3年度、令和元年度の3か年の輸送人員と、令和3年度、令和元年度との対比を示しております。令和4年度第2四半期まで輸送人員は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中136万7000人と、令和3年度から15万5000人増加し、前年度比ではプラス12.8%となりました。内訳としましては、

定期外が42万1000人と前年度比でプラス32.4%となっており、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の第7波により新規感染症が多かった8月についても、一定の利用を確保することができました。

次に、通勤定期につきましては44万1000人と、前年度比でマイナス1.8%となっており、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う通勤手段の変更や、働き方改革などの影響により需要が減少したのではないかと考えられます。

次に、通学定期につきましては、50万5000人と前年度比プラス13.5%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度比でマイナス2.5%とほぼ同水準まで回復しております。

次に、34ページをご覧ください。

こちらは、旅客運輸収入になります。令和4年度第2四半期の旅客運輸収入は1億7199万9000円余りとなり、前年度から2415万3000円増加し、前年度比でプラス16.3%となりました。この内訳としましては、定期外が8780万4000円で、前年度でプラス32.6%、通勤定期は5406万1000円で、前年度比でマイナス2.0%、通学定期は3013万4000円でプラス13.7%となりました。なお、速報としまして令和4年度10月の輸送人員は、定期外は7万4000人と、令和3年度比でプラス17.5%、通勤定期は7万1000人と、令和3年度比でプラスマイナスゼロ%、通学定期は8万7000人と、令和3年度比プラス13%となっております。今後も利用啓発活動に努め、あすなろう鉄道と連携して運行してまいります。

少し長くなりましたが、私からの報告は以上となります。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 竹野兼主委員

すみません。地域公共交通計画素案の部分ところの31ページのところで、基本方針2がありますやんか。米印の徒歩圏、鉄道駅から800m、バス停から300mという状況があるんですけど、諸岡さん、今日おらんけど、よく言われるんですけど、坂道の800mと平坦な800m、300mも同じくそういうような環境というのがあって、ただ単純にこのメートル、

800mというだけでいいのかなというふうにこれまでずっと言われているので、その辺のところはどうやって考えるのかな。やっぱりこういう方向性なので、基準はもうこういう形にしかならないのか。例えば、当然、四日市市は海岸沿いの平たんなところもあれば山道のところもあるという意味合いのところ、そういう配慮も少し視野に入れていく必要があるのではないかなというふうに思ったりするんですけど、今、説明を聞いていて感じたのはその辺のところなんですけど、いかがですか。

○ 伴都市整備部長

徒歩圏のお話のところ、質問でもいただきまして答弁でも少しさせてもらいましたけど、国の基準がございまして、それぞれ例えば1 km、800m、300mとか数字が示されていて、その中で一応一番小さい範囲の数字を採用させていただいております。

ですので、基本的に今としましては、この数字を今ちょっと見直すというところではないんですけど、おっしゃられる地形上の問題もあろうかと思えますし、例えば300mをなかなか歩きにくいという方ってどういう人なのかなと考えてみると、例えば高齢の方であったり、ちょっと体の不自由な方であったりという方が、その距離でも歩きづらい、歩けないという方がおみえなのかなというところで、例えばそういう方の対応となってくると、今回の地域公共交通計画、この中では例えば福祉ですとか、スクールバスなんかの活用も視野に入れてなんですけど、福祉でも連携してみたいなところが書かれてきていますので、そういう方たちはどちらかという福祉的な輸送というところであれですけど、そういう手段も視野に入れて考えていくところなのかなと思っております。

○ 竹野兼主委員

考えてもらっているというのは分かるんですけど、当然、免許の返納、高齢者の事故やそういうのを考えると、もう本当に待っている時間じゃないかなあという思いもあるので、その辺については考えてもらったら、何らかの形で方法が取れるような積極的な、国の基準だけじゃなくて、それだったら四日市市はこういう問題があった場合には、もっと減らせるよというような方法を考えてもらうことも重要じゃないかなと、それによって、四日市市に住んでよかったねという、今言われた福祉の部分のところが大きく関わってくるんだと思いますけど、そここのところに福祉の視点を持った公共交通の政策として、ぜひとも方向性を見いだして行ってほしいなというふうに思いました。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかどうでしょうか。

○ 荒木美幸委員

すみません、一つ確認させてください。

空き家のところの話なんですけれども、28ページかな、適切な管理というところでリバースモーゲージの言葉が出てきているんですけれども、時々耳にはしますが、現状はどうなんだろう、四日市市でそういった制度を利用していらっしゃる方が既に複数いらっしゃるのか、あるいはまだまだ相談レベルなのか、まだまだそういった芽もあまり出ていない状況なのか。もし現状を教えていただければと思います。

○ 鈴木都市計画課長

都市計画課、鈴木です。

このリバースモーゲージですけど、土地を担保にお金を借りてということで、亡くなられたときにそこで精算するというシステム、システムというか制度ですけども、市内で今このリバースモーゲージを使った実例といますか、ちょっと今の段階で私どものほうで把握をしておるわけではないですけども、この計画をつくる上で、協議会のほうからもうこういう制度があつてということもあつて、今回、こういうものを記載させていただいております。ですので、ちょっと実態はということについては、今の時点では把握をしていないですけども、リバースモーゲージ等のこういう制度についても、普及促進ということをちょっと明記させていただいているというようなところでございます。

○ 荒木美幸委員

これからということですね。これも、必要な考え方であるということで入れられたということで、理解しました。ありがとうございます。

○ 太田紀子委員長

ほかどうでしょうか。

○ 竹野兼主委員

これに関してもすごい関心があって、市民から、空き家、空地というのを探すとすごくその対象的なことが少なかったというので、もうちょっとないんですかねっていうような意見があったんですけど、基本的には行政側がやるのではなくて、民間の部分のところがやっているのという話したんですけど、こういう計画があればその辺のところを少し市民の意見も利用ができたなみたいなことが言ってもらえるような状況にぜひとも努力してもらいたいなって、今の荒木さんがどんな状況ですかって言われているけど、見るんやけど2件しかなかったとかね、そんなようなやったので、その辺について現状と政策がうまくもう少し広がるようなことをぜひともお願いしたいなど。これは意見です。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑もございませんので、本件はこの程度といたします。

以上で、都市整備部の所管事項は全て終了いたしました。理事者をご退席ください。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

では、すみません、ワイ！ワイ！GIKAI、ご参加、お疲れさまでした。

学生さんからの意見整理させていただいております。当日出された学生からの意見については、正副委員長にて整理させていただいた案と、参考資料として学生へ行ったアンケートの内容をまとめた資料を会議用システムにアップロードしています。

よろしいですか。

以上のように整理させていただいたんですけど、よろしいでしょうかということと、また、委員の皆さんから、当日どうやったという感想とか、次回以降改善点とか何かご意見ありましたら伺いたいと思います。

よろしいです。

○ 竹野兼主委員

もう全く、何もなしねというような状況で行ってくださいという話で、資料なしやったやんか。でもやっぱり資料は少しはあったほうが、目で見えるものの中にこういうものが今やろうとしておるんやという現実的なものがあったほうが絶対ええやんか、僕は持ってっておったんでこんなんやでというのを見せて、こんなのできるんやみたいな話で話を盛り上げられるんやけど、何も資料持ってなかった場合、例えばバスタって知っている人って話の中で、知らないという人たちのほうが多いよ。どういうものなんかという、特に高校生ぐらいのところではいうならそういうような当然資料が、というかそういうものがあれば、当然見て、それに対して興味を持って質疑してもらえる可能性はあるので、そういうワイ！ワイ！G I K A Iの部分のところでわいわいするための資料というのは絶対必要やなど。

だから次回、もしかしてやるのであれば、正副委員長のところでもいいので、資料を少し用意してもらうのが必要かなというふうには思った。

○ 太田紀子委員長

次回というか来年もほかの二つの委員会が行くときにちょっと。このアンケートのまとめを見てもらうと分かるんですけど、市外の方が……。

○ 竹野兼主委員

少なかったやろう。

○ 太田紀子委員長

全体で市内23名、市外が28名、半分以上。だから結局、よくなかったとか、興味なかったみたいな話も出てきている、しゃべっておったら私鈴鹿なんですっていう学生さん何人かみえたもんね、女の子が。そうするともうちょっと四日市市どころだけではなく、もうちょっと範囲を広げて話するとか、何かそういう、それか資料をきちんと用意するとかという必要があったのかなというのは。

○ 竹野兼主委員

いや、僕も回っておって話しておって感じたことは、四日市市の市内の子よりも市外の子のほうが、学校に来ることによって、いろんな中心市街地のところにすごい興味があるとか、そういうような意見の子が僕は多かった……。

○ 太田紀子委員長

ああ、そうなんや。私のところの子は鈴鹿の子が多かったんね。

○ 竹野兼主委員

亀山が多かったやん。

○ 太田紀子委員長

自転車が多かった。自転車で来ておると言うの。自転車やと四日市と関係ないと言われて、そういうやっぱりある程度いろんなところで網羅した話題にせんと、つまらなかったじゃないけど、あんまりねという意見も出てきたのかなと。

○ 竹野兼主委員

だから、今言う自転車かもしれんけど、さっき言った資料、円形の部分とかという話でこんなのができるんやでと言うと、えっとか、見たいよとかって、できたときには必ず見に行きますみたいな話が出るわけですわ。だからやっぱり持っていき方だけやと思う。

○ 太田紀子委員長

資料な。

○ 荒木美幸委員

私たちのところもやはり駅前開発を全然やっぱり知らなくて、あのときに事務局さんにちょっとタブレットを出してとかって言って、円形デッキを見せると、え、こんなのができるんですかという指摘があったんですね。

○ 石川善己委員

委員会審査で使ってる見せると、そういう反応があるから。

○ 荒木美幸委員

知らないし、文字が載っているのは読まへんからね。やっぱりああいう絵が本当に現実的に目の前にあって、これが四日市が、あそこのあすなろう鉄道が続くそのこの辺が円形デッキできるのよという、市外から来た子が四日市を経由していく子がいると思いますから、絵で見せるというのは大事ですね。

ぜひあのときに私もそういう何かリソースがあればあげたいなというふうに思ったんですけど、だから後でもいいのであげれるものはないですかね、四日市の私がいただくような1枚ものでいいので、あげられやんやろうか。

○ 太田紀子委員長

未来図というか、設計図。

○ 荒木美幸委員

送ってくれましたっけ。

○ 石川善己委員

円形デッキのやつを送ってもらうようになって、送ってくれたよな。

○ 竹野兼主委員

送ってないな、まだ。

○ 太田紀子委員長

完成予想図みたいな。

○ 羽尾議会事務局議事課主事

今、補佐が最終的に資料まとめている最中で、まだ、申し訳ないです。

○ 石川善己委員

生徒さんに見てもらえるように送ってやってって言って、送りますって、今、対応して

くれておる。

○ 荒木美幸委員

ぜひ送ってあげていただくといいよ。それぐらいは、四日市、本当にそういう目で見て、こんなことになるんだというデータだけでもね。

○ 石川善己委員

先に送ってやるとええよな。盛り上げるんやったら。

○ 荒木美幸委員

ちょっと思っ、私も気にはなった。

○ 石川善己委員

学生さんたちが食いつきそうなネタの全部を送ってもいい。

○ 太田紀子委員長

一部でいい。要は切取りでいいで。

○ 石川善己委員

視覚的に。

○ 荒木美幸委員

A3サイズ、裏表ぐらいの全部カラー刷りの何かありましたよね。頂いたもの。

○ 竹野兼主委員

あれ持って行って見せたよな。

○ 笹井絹予委員

何か近未来みたい、なんかちょっと雰囲気違うなみたいな、結構関心が高かったような気がする。

○ 石川善己委員

タブレットでその場で、委員会の資料で円形デッキのやつ見せて。

○ 太田紀子委員長

私、持っていたんやけど、ただ、川村さんはご一緒やって、川村さんがすごく上手に説明していただけたもんで、その点、私は助かったなと思うんですが。

○ 荒木美幸委員

じゃ、ちょっと説明してもらって何となくぼやっとああいうのが、そんなのできるんだなあって、彼たち彼女たちは分かっているんで、ぜひお願いしたい。

○ 石川善己委員

でも、総じてこちら側としては楽しかったと違いますか。

○ 太田紀子委員長

高校生議会のときにいっぱい資料をあれするけど、1回じゃなくっていいで、1枚ペラでも何でもいいんで、もう分かりやすいものが必要やね。

○ 竹野兼主委員

ただ、団体によると思う。だからその団体で、今回は高校生やったらそういうものが喜ばれるし、今度ユマニテクやったっけ。

○ 羽尾議会事務局議事課主事

今度ユマニテクの……。

○ 竹野兼主委員

大学ぐらいやったらそれでもええかもしれんけど、状況によっては、その団体がもうちょっと年配の人であれば……。

○ 石川善己委員

関わりそうな興味を持ってもらえるようなネタをね。

○ 竹野兼主委員

ちょっと違うふうに。

○ 石川善己委員

議論しながら。

○ 荒木美幸委員

それを基にディスカッションして、広がりやすいかもね。

○ 石川善己委員

その分野の質疑が出やすくなって、そこから話が広がると思うんや。

○ 竹野兼主委員

教育民生常任委員会の部分やったら福祉の関係でそういうところの団体に行ったら、例えば市としては実際やっているんやけど、なかなか皆さん感じられますとか、将来……。

○ 石川善己委員

興味ない話だとどうしても食いついてくれないので。

○ 荒木美幸委員

何を聞いてええか分からんし。

○ 太田紀子委員長

話のネタになるようなちょっとしたものを、そうですね。でも楽しかったですよね。

○ 石川善己委員

議会側としては非常に楽しかったし。卒園児にも会えたし。

○ 竹野兼主委員

あまり楽しくなかったが1人おったで。

○ 石川善己委員

それは真摯に受け止めて、具体的な理由が分かれば気をつけていって。

○ 太田紀子委員長

だから、でも全体としてほとんどの子がとてもよかった、よかったというあれをいただいている。1人ぐらいいはね。

○ 石川善己委員

それはいろんな子が、どこでやってもやっぱりそれは100%ではない。

○ 荒木美幸委員

100%だったら、またちょっと違うなんか……。

○ 石川善己委員

逆に怖い。

○ 太田紀子委員

それこそ付度の世界かなんか。

よろしいでしょうか。

前もって資料が必要ということですね。

○ 石川善己委員

のほうがいいなと思います。

○ 太田紀子委員長

分かりました。また、文書の調整、よろしいでしょうか。また読んでもらって何かあり

ましたら、正副ご一任いただき、議会運営委員会に報告させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

次が、2月の定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについてなんですけれども、予定としては、令和5年3月30日の木曜日ということで、会場が北部ブロック西。その中で、直近の開催が遠ざかっているのが下野と神前なんです。

○ 竹野兼主委員

川村さんおらんで、神前やな。

○ 石川善己委員

神前でええのと違う。

○ 荒木美幸委員

神前で。

○ 太田紀子委員長

神前で。

○ 羽尾議会事務局議事課主事

借りる予約はさせていただいています。

○ 太田紀子委員長

予約はしてもらってありますよね。

○ 太田紀子委員長

そしたら神前ということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

神前地区市民センターで開催とさせていただきます。

それと休会中の所管事務調査についてなんですけれども、案として、令和5年1月16日月曜日午後1時半と、令和5年午後1月23日月曜日1時半ということで、一応年間スケジュールを見てのあれなんですけど、どうでしょうか。

○ 荒木美幸議員

テーマ。

○ 石川善己委員

ネタ。

○ 太田紀子委員長

ネタ、何かありますでしょうか。

○ 石川善己委員

ネタがないんやったら、やらんでもという選択肢もありやな。

○ 太田紀子委員長

選択肢も。ただ、前も言っておった市営住宅と県営住宅の制度の違いについてみたいなこと。

○ 竹野兼主委員

何かUR全部売却されるんやってな。

○ 荒木美幸委員

そうなんですか。

○ 太田紀子委員長

そうそう、全部なんか分割なんか。

○ 竹野兼主委員

全部。

○ 太田紀子委員長

全部って。

○ 石川善己委員

切り売りはしない。全部まとめて1か所。

○ 竹野兼主委員

だから、そこの中に保育園が入っておるやん。だから教育民生常任委員会のところではもう保育園が売却されたときに、その部分だけ買えるのかどうかとというのを。

○ 石川善己委員

その土地を買うようにということで交渉するって言うておったけど。

○ 竹野兼主委員

できやんのやろう。

○ 石川善己委員

そこまでは聞いてないです。

ただ、正副議長が先にレクを受けたときに、僕、個人的に言うたのは、二つの園を一つにまとめてでっかい土地を買えって……。

○ 太田紀子委員長

そうやね。今は二つに分かれておるで。

○ 石川善己委員

ばらばらと今のところの土地を残して二つの園にするんじゃなくって、一つの大きな園にして大きな区画で一つの園で土地購入できやんのかというのを検討してくれって言うた。

○ 竹野兼主委員

こども園やな。こども園化ってことやな。

○ 石川善己委員

保育園が二つですから、別に保育園でええと思うんです。笹川中央幼稚園を最後一緒するときこども園にすればいいので。

○ 太田紀子委員長

それこそ。

○ 石川善己委員

三つ一緒にしてこども園という考え方。

○ 太田紀子委員長

小学校が。

○ 石川善己委員

笹川西小学校のところな、あそこで保育園をやるというのも一つのアイデアというのは、俺、前から言うておるのやに。

○ 太田紀子委員長

そしたら土地取得せんでいいし。あれだけ広い土地あるのに。

○ 石川善己委員

ごめんなさい、脇にそれました。

○ 竹野兼主委員

でも、そういう部分のところでいうとなしでもええよ。なぜかと言うと、1月16日で来年の選挙のところやろう。

○ 太田紀子委員長

はい、分かりました。じゃ……。

○ 石川善己委員

皆さん忙しいでね。

○ 竹野兼主委員

日程的に本当に何も無いんやったら、なしでもええ。

○ 石川善己委員

ネタがあるかないかというのは……。

○ 太田紀子委員長

別にあれやったら……。

○ 石川善己委員

今やらなあかんタイミングで……。

○ 太田紀子委員長

ではない。逆に……。

○ 石川善己委員

これをせなあかんというものがあるならやる……。

○ 太田紀子委員長

あそこが、UR。

○ 石川善己委員

URの動向は変えようがない。

○ 太田紀子委員長

それはよく分かる。雇用促進住宅が初め一つずつ売っておった、駄目やったんね。もう一山幾ら、西と東という売り方したで、やっぱりそういう売り方をするんだな。

○ 石川善己委員

URは全部事業一括で、丸ごと買うてくれって、切り売りすると残るところが出てくるのでという考え方。全部ひとまとめでどこかへ売る。多分、その方向で住民説明をやっているんで、ある程度売り先と下話はできておると思う。

○ 太田紀子委員長

3年って言われた。

○ 竹野兼主委員

1月16日は正副委員長で何かテーマがあって提案していただいたら、16日か、23日か、どっちの日程かだけを一応決めてもらって、内容でもしなければなしというような選択の方法で決めていただいたらいかがですか。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員

議会報告会の整理はなかったでしたっけ、4常任委員会でやる場合は。

○ 竹野兼主委員

議運でやる。だから副委員長がおらんので、お2人でその話を考えてもらって……。

○ 石川善己委員

相談して決めてもろうたら。

○ 太田紀子委員長

だから日にちだけ決めやんとあかんのよね。するとしたらどちらが。

○ 石川善己委員

16日か23日。

○ 荒木美幸委員

16日なら16日、一応空けておくとか。

○ 竹野兼主委員

16日か23日か、今やとどっちでも僕は大丈夫やけど。

○ 石川善己委員

私もどっちでも大丈夫です。

○ 太田紀子委員長

笹井さんもよろしいですか。

○ 笹井絹予委員

どっちでもいいです。

○ 太田紀子委員長

分かりました。そしたら……。

○ 竹野兼主委員

早い方にしましょう。

○ 石川善己委員

じゃ、16日で。

○ 太田紀子委員長

16日ね。副委員長も……。

○ 石川善己委員

やるなら16日。

○ 太田紀子委員長

やるなら。

○ 石川善己委員

で、なしもあり得るということです。

○ 太田紀子委員長

はい。

ということで、決定しました。

○ 石川善己委員

次回日程が。

○ 太田紀子委員長

もしするなら、1月16日の午後1時半ということで。

○ 石川善己委員

そうですね。

○ 太田紀子委員長

副委員長と協議しまして、またご連絡させていただきます。

最後に、分科会長の報告、委員長報告につきましては正副一任でいいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございました。皆さんのおかげでようやく終わりました。ありがとうございます。

15 : 40 閉議